

日光国立公園 那須平成の森 マスタープラン

令和4年12月19日

環境省 関東地方環境事務所

- 目 次 -

第 1 編 那須平成の森マスタープラン.....	1
1. マスタープランの基本的事項.....	1
(1)策定の背景・目的.....	1
(2)計画の位置付け.....	2
(3)計画の対象.....	2
2. 那須平成の森について.....	3
(1)自然環境.....	3
(2)利用者サービス.....	4
(3)地域連携・広報.....	5
(4)人材育成.....	5
3. マスタープランの基本方針.....	6
(1)基本理念.....	6
(2)基本方針.....	7
(3)運営目標.....	8
4. ゾーニングと各ゾーンの整備・管理方針.....	9
第 2 編 個別の取組例.....	13
1. 自然環境の維持管理.....	13
(1)樹林地等の維持管理.....	13
(2)利用に対する自然環境の保全.....	14
(3)外来種・鳥獣害対策.....	14
(4)モニタリング調査.....	14
2. 利用者サービスの提供.....	15
2.1. 施設の整備・維持管理.....	15
(1)既存施設の維持管理・充実.....	15
(2)新たな施設・園地の整備.....	17
2.2. 窓口サービス、展示、プログラム提供等.....	18
(1)窓口サービス.....	18
(2)展示.....	19
(3)プログラム提供.....	19
(4)魅力向上のためのサービスの提供.....	22
(5)利用に関するモニタリングの実施.....	22

3. 地域連携・情報発信	23
(1)地域と連携した利用者の受入強化.....	23
(2)情報発信	24
4. 人材の育成.....	26
(1)那須平成の森に関わるスタッフの確保と育成.....	26
(2)教育研修の場としての活用.....	27
(3)地域人材の活用・連携	27
第3編 那須平成の森マスタープランの推進.....	28
(1)推進体制.....	28
(2)マスタープランの進行管理.....	28
(3)新たな支援制度の確保	31
資料編.....	33
1. 日光国立公園「那須平成の森」の現況（令和4年3月現在）	35
2. 那須平成の森マスタープラン検討の経緯	37
(1)那須平成の森マスタープランの検討フロー	37
(2)地域関係者等ヒアリング実施結果.....	39
(3)那須平成の森連絡協議会規約	43
(4)那須平成の森運営会規約	45
3. 那須平成の森基金について	51
(1)那須平成の森基金とは.....	51
(2)那須平成の森サポーターの会について	51

第1編 那須平成の森マスタープラン

1. マスタープランの基本的事項

(1) 策定の背景・目的

日光国立公園「那須平成の森（以下、本施設）」は、那須御用邸の一部について平成20年3月に宮内庁から環境省が所管換を受け、自然環境を維持しつつ国民が自然にふれあえる場として活用するため、施設の整備や維持管理を行ってきた。

開園に先立ち、平成20年度に保全利用の基本計画となる「那須の森（仮称）保全整備構想」（以下、保全整備構想）を策定するとともに、保全整備構想に基づいて、那須平成の森フィールドセンター（以下、FC）や那須高原ビジターセンター（以下、VC）、園地歩道等を含めた面的整備、インタープリテーション計画に基づく体験プログラムを一から準備してきた。また、自然環境調査も毎年継続実施している。平成23年5月22日に本施設が開園した後は、それらの基盤を活用し、運営を進めてきた。

その間、平成28年には、政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして国立公園が位置づけられ、「国立公園満喫プロジェクト」が開始、日光国立公園は先行的、集中的に取り組む8ヶ所の国立公園のうちの1つに選ばれ、魅力ある国立公園となるよう、ハード、ソフトの両面から必要となる対策や取組を進めてきた。

本マスタープラン（以下、本計画）は、本施設が令和3年5月22日に開園10周年を迎えたことから、本施設がこれまで果たしてきた役割や地域との関わりを振り返り、本施設が国立公園満喫プロジェクトの一端を担うことを見据えて、これからの本施設が目指す方向性について取りまとめたものである。

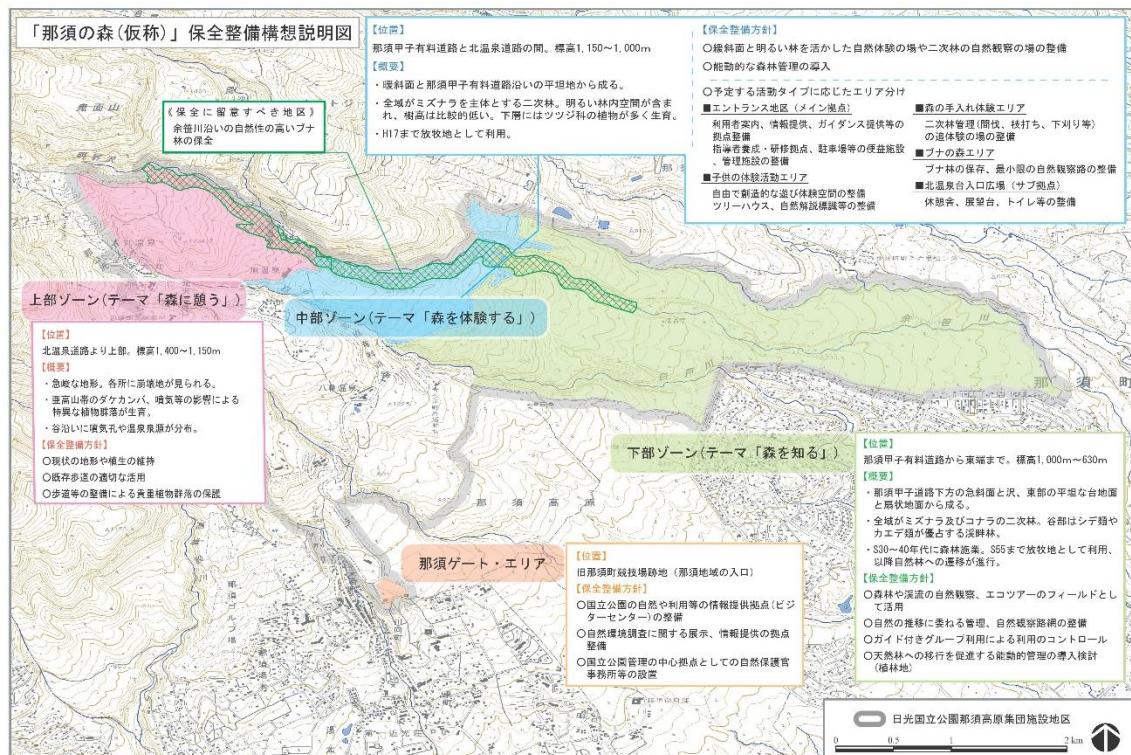
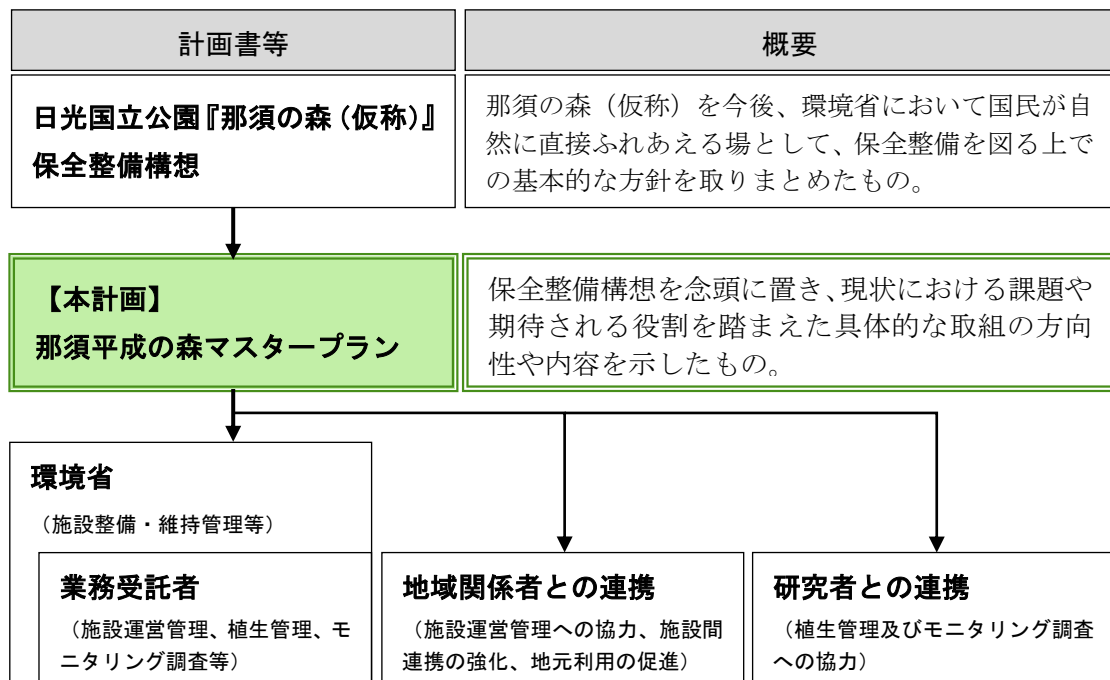


図 那須の森（仮称）保全整備構想ゾーニング図

(2)計画の位置付け

保全整備構想を念頭に置き、現状における課題や期待される役割を踏まえた、具体的な取組の方向性や内容を示したものとする。



※保全整備構想の理念は、本計画に盛り込まれるものとし、基本は本計画に沿って各種事業を展開する。

図 保全整備構想、マスタープランと各種事業の関係

(3)計画の対象

1)適用範囲

「那須平成の森」に関連する全ての事業とする。

第2編において整理する具体内容については、主に環境省(業務受託者を含む)が実行するものとし、地域関係者や研究者は、計画の主体的な実施者とはしない。ただし、環境省として各関係者との連携方針・目標等を明示することで、関係者にも本計画を参考として各種取組に協力を求めることを想定する。

また、関係者が本施設において何らかの取組を行う場合、その実施方針・内容等は本計画に基づいたものとする。

2)計画期間

概ね10年程度とする。

ただし、施設の利用状況や社会情勢の変化等、必要に応じて、時点更新することとし、10年未満での改定も想定する。

2. 那須平成の森について

(1)自然環境

【現況】大きな環境悪化は見られないが、より能動的な管理が期待される。

- ・開園後 10 年間、自然環境に大きな変化は見られないものの、二次林の遷移は確実に進行している。
- ・森林管理として、枯損木・危険木の除去、草刈・除草等を行っているが、例えば保全整備構想に示される天然林への移行を促す等の能動的な管理は積極的には実施していない。
- ・園内のうち下部ゾーンは、利用者数を 1 日 90 人に制限し、利用による環境負荷を最小限に留めている。
- ・一部で外来種の侵入が見られるものの、適切な防除及び利用コントロールにより、深刻な被害は確認されていない。
- ・周辺地域では、シカやイノシシ等による鳥獣被害が増加しつつあり、本施設においても警戒が必要となっている。
- ・保全整備構想に基づき、モニタリング調査を継続的に実施してきたが、これまでの間に目的や内容が不明確となってきている調査が生じているほか、調査結果が適切な維持管理やガイドプログラム、展示等に活用されていない状況も見られる。



現在の森林の様子



【今後の課題】

- 継続** 保全すべき自然環境の継続的保全（利用コントロール含む）
- 新規** 二次林環境の維持（管理目標やゾーニング設定と能動的な管理）
- 継続** 外来種侵入防止対策の継続
- 充実** 鳥獣害対策への備え
- 充実** モニタリング調査の目的の明確化

(2)利用者サービス

【現況】ガイドプログラムの確立は大きな成果だが、今後は他のプログラムの充実も求められる。

- ・保全整備構想に基づき、那須平成の森の拠点施設 (FC)、那須甲子地域の拠点施設 (VC)、フィールド内にガイドコース等を整備してきた。
- ・保全整備構想に示されたゾーニングを踏まえ、中部ゾーンは自由散策利用、下部ゾーンは有料ガイドプログラムを中心とした限定利用（学びに特化した利用）を基本に運用してきた。
- ・一方、上部ゾーン及び清森亭以下の下部ゾーンは、環境保全やFCからの距離が遠い、ガイドコースが無い等の理由から、プログラムにはほとんど利用していない。
- ・ガイドプログラムについては、インタープリテーション計画（以下、IP計画）を策定し、目的や対象、ねらい等を体系的に整理した上で、計画的に継続実施してきた。
- ・保全整備構想では、調査や植生管理、水辺環境整備等、幅広いプログラムの提供が掲げられており、ガイド以外のプログラムは、年数回のイベントとして実施してきた。
- ・開園当初は利用の集中が見られたが、近年の利用者数は微減傾向にある。
- ・ガイドプログラムの利用者満足度は非常に高く、有料プログラムのリピート率は微増傾向にある。
- ・H29年度からは利用者サービスの向上を目的に、FCデッキで地元事業者によるカフェ出店を導入した。
- ・園内での飲食提供サービスのニーズは高く、カフェは利用者に好評で、さらに軽食の提供を求める声もある。



学びの森での
ガイドウォーク



【今後の課題】

- 充実** 過大な環境負荷がかからない範囲での利用増
- 継続** リピーターの維持、利用者満足度の向上
- 新規** 自然環境の特性に応じた、より幅広い自然体験の場・機会の提供（新規利用者層へのアプローチ）
- 充実** 飲食物販提供サービスの継続・拡充

(3)地域連携・広報

【現況】ある程度の地域連携・広報はなされているが、より効果的に実行することが求められる。

- ・本施設の管理運営においては、保全整備構想で示されたとおり、栃木県、那須町、地元関係団体等と連携協力体制を構築してきたほか、幅広いボランティアの受入は行っていないが、一部のプログラムの開発や提供等において、地域団体や地域住民との連携を図ってきた。
- ・地域団体と連携した情報発信や地元小中学校の利用受入等によって、地域住民からの知名度は高いものの、実際に利用したことがある地域住民は少ない。
- ・また前述のとおり、利用者数は近年微減傾向にある。
- ・各種 SNS 等で広報宣伝を実施しているが、twitter フォロワー数は 1,500 人程度となっている。
- ・VC と FC 各施設の位置付けや役割が一般利用者に伝わりにくく、混同されることがある。
- ・日光国立公園満喫プロジェクトにより環境省が策定した「日光国立公園ステップアッププログラム」でも、情報発信の強化や官民連携、地域連携の強化を掲げており、VC には那須甲子エリア全体に関する広報の強化が求められる。



那須平成の森 twitter



【今後の課題】

- 充実** 地域住民による利用機会の増大、愛着の醸成
- 充実** VC、FC 各施設の機能の明確化
- 充実** 周辺施設との連携の拡大・強化、周遊利用の促進

(4)人材育成

【現況】施設スタッフの育成は高水準で行われているが、外部人材の育成はさらなる充実が求められる。

- ・FC では、IP 計画に基づきインタープリターを養成してきた。
- ・また、FC では安全管理に関する研修を実施する等、施設スタッフの育成システムが充実している。
- ・他施設のスタッフへの研修として、管理運営受託者のスキルを活かした講師派遣を実施している。
- ・保全整備構想において、「自然とのふれあい推進のための指導者養成の全国的な拠点としての役割を果たすことを目指す」ことを基本的な方針としていた中、全国的な拠点としての役割を果たしているとは言えないものの、運営管理受託者によって、本施設を活用した他施設スタッフへの研修等を行っている。



他施設スタッフ向けの研修



【今後の課題】

- 継続** 施設スタッフのスキル維持・向上
- 充実** 指導者養成施設としての位置付けの再検討

3. マスタープランの基本方針

(1)基本理念

訪れる度に新たな発見！ 学び、楽しみ、守りつなげる、那須平成の森

開園から10年間、旧御用邸用地という歴史を尊重するとともに、自然環境を適切に保全し、品格ある自然学習の場とするべく、質の高いインタープリテーションの提供を目指し、一定の評価を得てきた。一方、全国でも類を見ない規模の環境省が所管する国立公園専用エリアであることを踏まえると、利活用に係る未利用のポテンシャルが多く残されている。

10年間の成果を活かしつつ、環境省が関係者と連携しながら、自由な発想で新たな取組に挑戦することで、より多くの国民に知り・活用してもらうことを目指す。

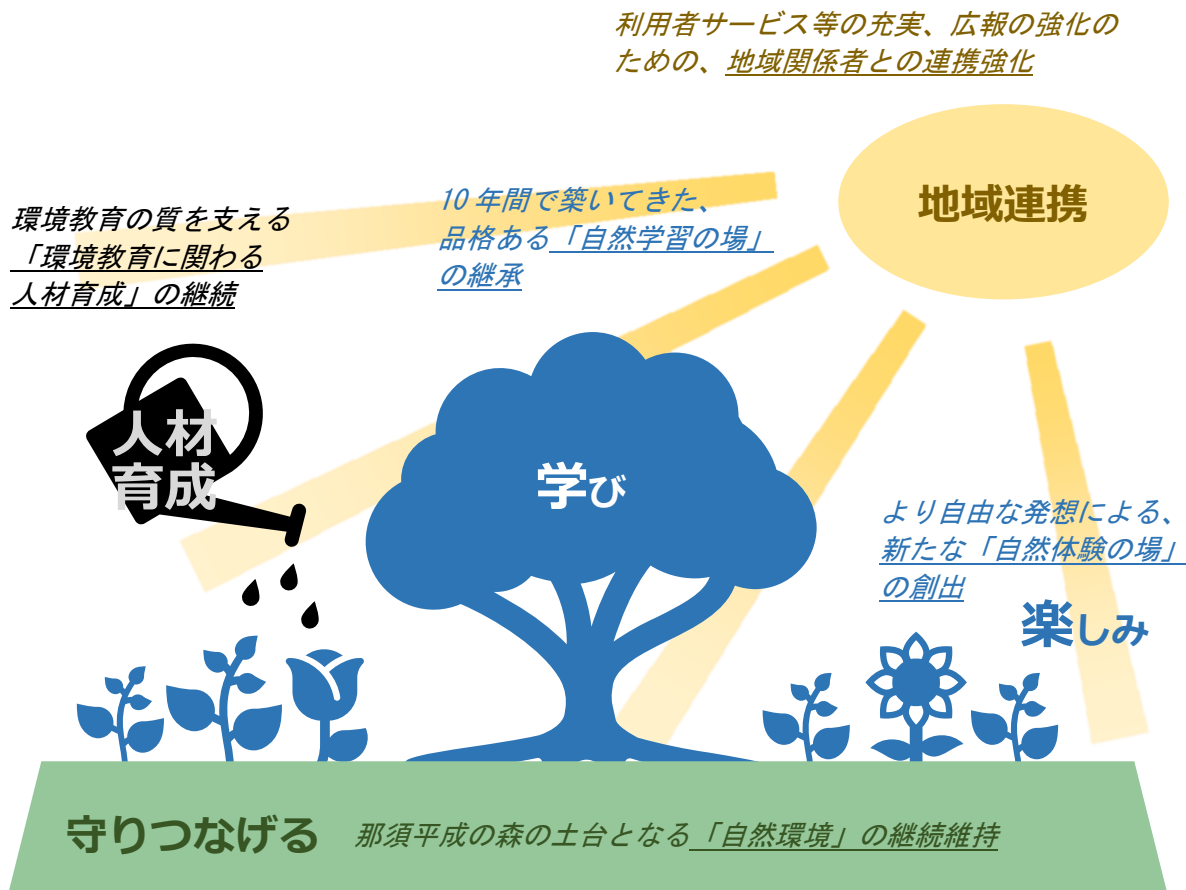


図 那須平成の森基本理念イメージ

(2)基本方針

基本方針 1：森林を能動的に管理し、より多様な利用ができる森とする

旧御用邸用地としての歴史を踏まえ、自然環境を保全するとともに、より能動的な管理を実践することで、かつて薪炭林として利用された二次林環境に関する学び、広場空間を活用した遊び等、多様な利用の土台となる森をつくる。

- ・ **新規** 永続的な森林維持と能動的管理の具体化に向けた「(仮称) 樹林地管理計画」の策定
- ・ **充実** より効果的なモニタリング調査実施のための「モニタリング計画」の見直し
- ・ **充実** 地域と連携した鳥獣害対策の検討
- ・ **充実** 植生管理(草刈、外来種駆除等)、モニタリング調査等に対する利用者を含む多様な主体の参画の促進

基本方針 2：学びの導入となる遊びのプログラムを充実させ、入門者からリピーターまで幅広く受け入れられる自然体験の場とする

学び要素が高いプログラムを継続しつつ、エリアを限定して入門者が気軽に楽しめる利用者サービス(施設整備、各種プログラム提供等)を行うことで、自然体験の経験が少ない人にも本施設を楽しんでもらい、自然体験活動への継続的な参加、自然環境保全への興味関心の向上を促す。

- ・ **充実** 新たな魅力の創出等、自然とふれあうための施設の充実(環境保全に留意した環境省所管施設としての実験的試みを含む)
- ・ **新規** 民間のノウハウを生かした自然を楽しむための利用の受入(気軽に楽しむことや遊びの要素を積極的に取り入れるエリアの設定と利用環境の整備や運用方法の検討)
- ・ **充実** 参加体験型プログラムの充実(調査・森林管理体験等)
- ・ **充実** 飲食物販等、利用者サービスの拡充
- ・ **充実** リピーターやファミリー層がより利用しやすい仕組みづくり

基本方針 3：多様な関係者と連携することで、施設及び周辺地域の魅力を高める

地域住民・関係者や自然に係る専門家等、様々な関係者との関わりを深めることで、各種プログラム等の魅力を高める。

また、那須高原ビジターセンター等の周辺施設と連携して情報発信を強化することにより、より多くの人に本施設を知り、利用してもらう。

- ・ **充実** 各種プログラム実施に当たって、専門知識・技能を持った地域関係者との連携強化
- ・ **充実** VC、FC、それぞれの役割の明確化と必要な機能の検討・充実
- ・ **充実** 地域内外の学校団体の受入、周辺施設との連携強化
- ・ **充実** 新たな利用者獲得のための施設の魅力発信の強化

基本方針 4：施設内外に対して環境教育に関わる人材育成を行い、環境教育の質を支える

本施設に携わる職員に対し、質の高い教育プログラムを施すとともに、他施設の人材に対しても人材育成の場、人材育成プログラムを提供することで、日光国立公園及び周辺地域の環境教育の質向上、国立公園の利用満足度向上に寄与することを目指す。

- ・ **継続** インタープリターの継続した育成
- ・ **継続** 他の施設や機関が実施する人材育成プログラムの受入(フィールド提供)促進

(3)運営目標

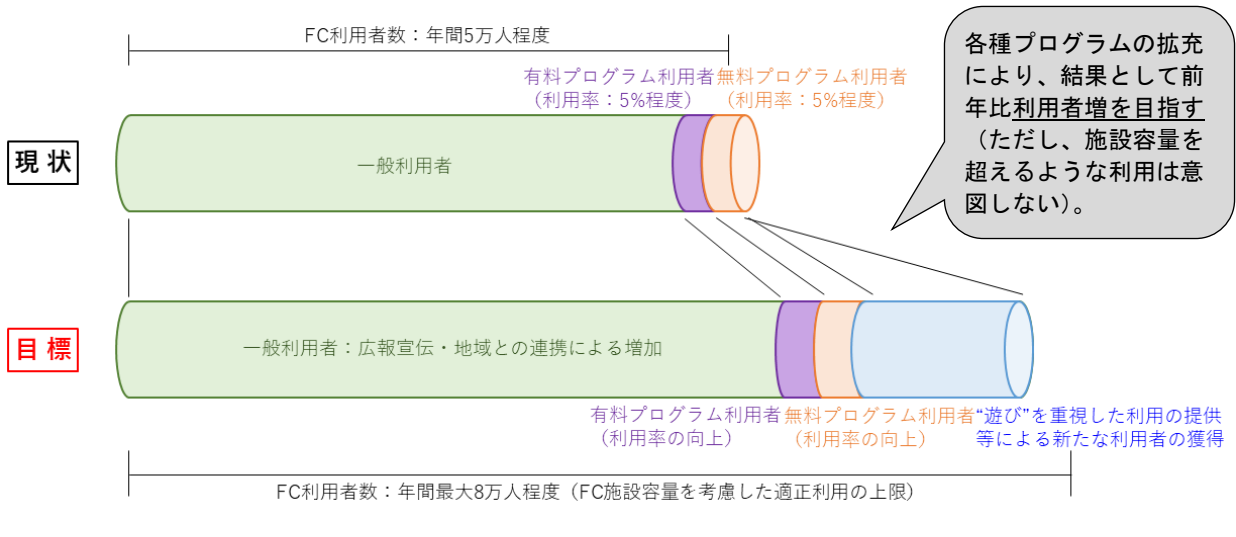
基本理念を踏まえ、下記の運営目標を設定する。

【ターゲット】

- ・これまでのリピーターを大切にしつつ、本施設を利用したことがない人を積極的に誘客する。
- ・特に新たな利用者がリピーターにつながっていくことを意図し、子ども（子連れの家族、学校団体等）や若者層を重点ターゲットとする。

【目標へのアプローチの考え方】

- ・広報宣伝や地域自治体や事業者との連携の強化により、基本的な利用者数を維持、増大する。
- ・各種プログラムが体系的に提供されているという本施設ならではの特徴を踏まえ、プログラム参加者数（参加率）を増加させる。
- ・“遊び”を意識した新たなフィールドやプログラムの提供により、特に家族連れや若者の利用を増加させる。



【参考】本施設のキャパシティについて

【FC（作業小屋含む）】

- ・設計時点の利用想定者数は260人/日であり、これに年間稼働日（約320日）を乗じると、年間利用者数は最大8万人程度と考えられる。

【フィールド】

- ・学びの森については、IP計画に基づき、利用者数を1日90人までに制限している。
- ・開園当初は、この上限数に近い利用が見られる日もあったが、自然環境への大きな影響は生じていないことを踏まえ、90人/日はフィールド保全上の一つの目安となる数値と考えられる。

4. ゾーニングと各ゾーンの整備・管理方針

- ・保全整備構想では、本施設を上部/中部/下部の3ゾーン及び那須ゲート・エリアに区分して保全整備の方向性が示されているが、本計画では基本方針を踏まえ、下記の通りゾーニングの一部を変更する。
- ・各ゾーンの具体的な整備・管理方針を次ページに示す。

<上部ゾーン> 森の自然を守る

保全整備構想からの区域を維持する。現状の優れた自然環境を保全しつつ、限定的なガイドツアーの場として活用する。

<ふれあいの森> 森を楽しむ

保全整備構想における「中部ゾーン」は、ふれあいの森として、森での遊び等利用形態を広げ、様々な楽しみ方・森との親しみ方を伝える場として、さらなる充実・利用促進を図る。

○展望エリア(仮)

「ふれあいの森」のうち、駒止の滝観瀑台や駒止の丘が整備された一帯は、駒止の滝、那須連山、那須野ヶ原等への眺望を活かした様々なアクティビティに活用するサブゾーンとして位置づける。

○遊びのエリア(仮)

「ふれあいの森」のうち、FCに近接した一部区域については、民間活力の導入も視野に、これまで本施設で行われてこなかった「遊び」の要素を中心に、子どもや若者層を新たに自然体験に誘引するようなアクティビティを提供するサブゾーンとして位置づける。

<学びの森> 森で学ぶ

保全整備構想で「下部ゾーン」としていた区域のうち、概ね標高750m以上の区域は、これまでと同様、インタープリターによるガイドプログラム専用のフィールドとして維持する。

<下部ゾーン> 森を守るバッファー

保全整備構想において「下部ゾーン」としていた区域のうち、「学びの森」を除いた低標高部は、アクセス性が低く、また、別荘地等とも隣接していることから、積極的な利用は想定しない。ただし、鳥獣害対策体験等の利用者参加型調査プログラムのフィールドとして、限定的に活用する。

<那須高原ビジターセンター> 地域全体の情報発信・連携拠点

保全整備構想では「那須ゲート・エリア」と位置づけ、那須高原ビジターセンターが整備、運営されてきたが、今後は那須甲子地域全体の情報発信・地域連携拠点としての役割を強化し、本施設における連携先のひとつとして位置づける。

■ゾーニングの基本的な考え方

- ・保全整備構想のゾーニングを基本としつつ、下部ゾーンを「学びの森」、「下部ゾーン」の2つに分け、4つのゾーンに再編する
- ・新しいゾーニングを踏まえた「(仮称)樹林地管理計画」の策定、「モニタリング計画」の改訂等を行い、利用に応じた植生管理、施設整備・管理、運営等を進める
- ・那須高原ビジターセンターは、那須甲子地域の拠点施設としての役割を強化し、地域の各種施設との連携を深め、FCと地域をつなぐ役割も担う

ふれあいの森 過大な環境負荷がかからない範囲でより柔軟で自由な利用を促進

- ・新たな眺望点の創出等、自然とふれあうための施設の充実
- ・民間のノウハウも活かした、自由度の高い利用を容認するエリアの設定と遊び要素のある新たなプログラムの導入
- ・飲食物販等、利用者サービスの拡充
- ・学校団体の受入、周辺施設との連携強化
- ・新たな利用者獲得のためのプロモーション強化



新たな活用のイメージ

学びの森 既存ガイドプログラムを継続しつつ、調査・管理プログラムを拡充

- ・プログラム参加者のみの限定利用を継続し、植生を保全・維持
- ・インタープリターによるガイドプログラムの継続
- ・参加体験型プログラム(モニタリング調査、植生管理等の体験)の拡充
- ・専門知識・技術を持った地域関係者と連携したプログラムの実施
- ・学校団体の受入、周辺施設との連携強化



那須町ガイドウォーク



参加体験型プログラム

上部ゾーン 現状維持を基本としつつ、限定的利用のフィールドとして活用

- ・自然林が残されていること、急峻な地形が含まれることから、特別プログラムでの限定利用
- ・植生の垂直分布や源泉等の火山現象を題材にしたプログラムの実施を検討

那須平成の森フィールドセンター

那須平成の森の拠点施設としての役割を維持

- ・那須平成の森の拠点施設として、那須平成の森に関する情報を提供
- ・森へのゲートとして、自然と人が一体化した雰囲気味わえる落ち着いた空間を維持
- ・VCとの連携等を通じて、周辺施設や地域の人材との連携を強化

互いに連携

下部ゾーン 現状維持を基本としつつ、鳥獣害対策等を実施

- ・樹林管理による本来の植生への計画的な移行
- ・利用者参加型調査プログラム等での限定利用
- ・ニホンジカの捕獲等、対策の前線として利用

那須高原ビジターセンター

那須甲子地域の連携拠点としての機能を強化

- ・那須甲子地域の情報提供拠点としての役割を強化
- ・広大な駐車場、トイレ、屋外空間等を活かし、地域の利用拠点としての利用を促進
- ・ボランティアの受入等、地域との連携体制の構築
- ・団体利用や雨天利用時に、VCとの分散利用を促進
- ・VCからFCへ利用者を誘導、ボランティアを派遣

地域連携拠点として機能

湯本地区
那須甲子地域
塩原・日光地域
那須甲子地域

那須高原ビジターセンター (VC)

図 那須平成の森ゾーニング図



第2編 個別の取組例

1. 自然環境の維持管理

【基本的な考え方】

- ・旧御用邸用地や牧野、薪炭林としての歴史や、自然体験等の場としての利用も念頭に、樹林地を適切に維持管理する
- ・自然環境に悪影響を及ぼす可能性がある利用圧や外来種の侵入、鳥獣害等については、状況に応じて適切な対応を図る
- ・自然環境の変化や維持管理状況を継続的に把握するために、モニタリング調査を行う

(1) 樹林地等の維持管理 **新規**

- ・本施設の樹林地は、旧御用邸用地であるとともに、牧野や薪炭林として利用されてきた歴史的経緯を有する。また、自然にふれあうための場として宮内庁から環境省が所管換を受けたものである。
- ・このような経緯を踏まえ、今後とも自然環境の維持、多様な利用に適した環境の維持、2つの観点から、適切に維持管理を行う。

① 「(仮称)樹林地管理計画」の策定 **新規**

- ・今後、計画的な樹林の維持管理を図っていくための「(仮称)樹林地管理計画」を策定する。
- ・「(仮称)樹林地管理計画」は、樹林のタイプ（群落構成、過去の利用形態や遷移の程度等）や利活用の内容や程度に応じてエリアを区分し、エリアごとに目標とする林型や維持管理の内容（保全、萌芽更新、後継樹育成、下草や実生の刈り払い等）、モデル的な維持管理を行う区域等を定めるものとする。
- ・計画は、有識者等の助言を得ながら環境省が策定する。

～「(仮称)樹林地管理計画」におけるエリア区分や目標林型のイメージ(例)～

- ・ **ブナ林保全エリア**…余笹川沿いのブナ自然林、上部の亜高山帯植生を主体とするエリアで、現状を保全。
- ・ **二次林エリア**…かつて薪炭林として利用された落葉広葉樹を主体とする二次林。歴史的文化的経緯を継承し、それをテーマとしたプログラムの場として活用するため、能動的管理（択伐、萌芽再生、林床刈り払い等）を行い、二次林環境を維持。
- ・ **学びのエリア**…有料プログラム等の学びを主体とする利用を行うエリア。管理は原則として利用安全確保上必要最小限の支障木・枝除去に留める。
- ・ **遊びのエリア**…遊び要素のある新たなプログラムを展開するエリア。利用に適した空間となるよう、灌木除伐や下草刈り、枯損木・枝の除去等を行う。
- ・ **展望エリア**…新たな眺望点の創出や眺望の確保を図るエリア。必要に応じて通景伐採等を行う。
- ・ **再生エリア**…植樹由来の針葉樹が見られるエリア。針葉樹の伐採や実生の育成等により、積極的に樹林の遷移を促進する。

② 樹林地維持管理の実施 **充実**

- ・「(仮称)樹林地管理計画」策定後、同計画に基づき、計画的に樹林地を維持管理する。
- ・また、維持管理の一部は、新たな体験プログラムとして、利用者参加型で実施することも検討する。

(2)利用に対する自然環境の保全 **継続**

- ・過剰な、あるいは不適切な利用を防ぐため、樹林内の利用者数の制限や普及啓発を行う。
- ・利用者数に関しては、当面はこれまでの実績を踏まえ、学びの森の利用者数を1日90人までに制限するが、状況に応じて運営管理受託者とも協議の上で適宜見直しを図ることとする。
- ・また、普及啓発に関しては、FC内の展示、ガイドプログラムにおけるレクチャーのほか、特に利用の影響が懸念される箇所については、現地への必要最小限のサイン設置等により対応する。

(3)外来種・鳥獣害対策 **充実**

- ・外来植物は、発見次第（状況に応じて定期的に）、除去に努める。
- ・シカやイノシシなど分布を拡大している在来種、ガビチョウ等の外来種、については、後述する「モニタリング調査」において今後の侵入動向や自然環境に対する被害の状況を注視しつつ、地域関係者等と連携しながら必要に応じて対策を行う。
- ・なお、外来植物の侵入や駆除の状況や、鳥獣の分布状況等については、FCでの展示の素材としての活用、外来種の駆除に関しては、新たな体験プログラムとして利用者参加型での実施も検討する。

(4)モニタリング調査 **充実**

- ・「モニタリングサイト1000」のサイト設定（長期の定点モニタリング）は、昭和天皇や上皇陛下の思いを汲んだものであり、本施設の歴史的背景を踏まえ、今後も継続する。
- ・本施設独自のモニタリング調査については、新たに策定する「(仮称)樹林地管理計画」の内容も踏まえ、これまで実施してきた内容について再検討し、「モニタリング計画」を改訂する。
- ・モニタリング調査は、基本的に環境省が行うが、県立博物館等との連携を継続するほか、高校や大学、研究機関、本施設利用者等、より幅広い主体と連携した実施体制の構築を目指す。
- ・なお、連携の際は事前に調査の役割分担や手法の統合等、調査項目を検討し、調査の高効率化を図る。
- ・また、新たな体験プログラムとして、利用者参加型での調査実施や、FCでの展示素材としての活用も検討する。

～「モニタリング計画」改訂のポイント～

- ・環境の経年的変化や維持管理の達成状況の把握確認、特に能動的管理、利用圧、外来種侵入による環境変化の把握に適したものとなるよう、項目や対象地、調査手法等を検討
- ・本施設におけるガイドプログラムでの活用等、結果を本施設の利用者サービスへ還元することを想定したモニタリング項目の検討

2. 利用者サービスの提供

2.1. 施設の整備・維持管理

【基本的な考え方】

- ・FC、駒止の滝観瀑台、トレイル等の既存施設を適切に維持する
- ・自然環境の状況や利用者ニーズ等も考慮の上、新たな利用を促すための施設を適宜拡充する
- ・施設の新設、改修時には、可能な限りユニバーサルデザインとする

(1)既存施設の維持管理・充実 **継続**（一部**新規**）

<FC>

- ・FCは本施設の拠点施設として、本施設に関する情報発信、各種プログラムの集合場所、講習会の開催等の役割を継続する。
- ・フィールドへのゲートとして、自然と人が一体化した雰囲気を味わえる落ち着いた空間を維持する。
- ・施設そのものの維持管理については、老朽化等の状況に応じて必要な更新等を行う際には、脱炭素化の推進に資するようパッシブ化、高効率化等に努めるとともに、来館者に向けた普及啓発にも取り組む。
- ・上水、浄化槽等については、施設容量を超えることがないように、適切に維持する。
- ・一方で、施設内には豊富な樹林地環境を有しており、適切な樹林地管理を進めることで、炭素吸収量の増加に努める。



那須平成の森
フィールドセンター

<作業小屋>

- ・現状は団体利用時の活用が主となっているが、40人/日分の利用を想定して、トイレ等のインフラが整備されている。
- ・新たな利用者サービスの提供も目途に、各種プログラムの集合場所、活動場所としての活用を促進し、FCと両輪で拠点施設としての機能を発揮する施設として、より積極的な活用を図る。
- ・このため、施設の維持管理においてもFCと同様、適切に実施する。



作業小屋

<駒止の滝観瀑台・駒止の丘>

- ・駒止の滝観瀑台は、本施設だけでなく国立公園を訪れた利用者が気軽に眺望を体験できる地点として、駐車場、展望デッキ、周辺植生を適切に維持する。
- ・駒止の丘は、那須連山への眺望が得られる地点として、既存のデッキや園路を適切に維持する。
- ・また、那須平成の森(ふれあいの森)の北側のゲートに位置することから、観光客に国立公園の一部であることや本施設についての認知を促すための標識等の新設を検討する。
- ・なお、駐車場内へのトイレ整備等の要望もあるが、水源確保の課題が大きいことから、当面整備しない(継続検討課題とする)。

<ふれあいの森>

- ・現状と同様、自由利用可とし、トレイルやバリアフリー園路、四阿等の既存施設を維持する。
- ・また、新たに「歩く」以外の利用を促すため、既存四阿周辺等を対象に樹林内での遊び、にぎわい、くつろぎ、癒し等に適した空間となるよう、刈り払い等の利用環境整備を行う。
- ・「学びの森」と同様、既存トレイル沿いの環境負荷の状況や、新たなプログラムの立案状況等に応じて、簡易なトレイル（比較的短時間で元の環境に回復可能な刈り払い程度の整備に限る）の新設も検討するほか、安全管理上必要最小限の標識類やコースロープ等を設置する。
- ・また、自然体験の初心者でも本施設をセルフガイドで楽しんでもらえるよう、樹名板や解説板等の利用促進のための標識類の設置も検討する。
- ・なお、標識類は乱立すると森林景観の魅力を損なうおそれがあるため、エリアを限定する等の配慮をしながら、試行的に導入を進めていく。

<学びの森>

- ・現状と同様、ガイドウォーク/プログラムでの限定利用を継続することとし、既存のトレイル等を維持する。
- ・「清森亭」については、皇室から引き継いだ貴重な施設として適切に維持するとともに、ガイドプログラムでの活用を図る。
- ・また、既存トレイル沿いの環境負荷の状況や、新たなプログラムの立案状況等に応じて、簡易なトレイル（比較的短時間で元の環境に回復可能な刈り払い程度の整備に限る）の新設も検討する。
- ・標識類やコースロープ等は、安全管理上必要最小限に留める。
- ・トレイル沿いの環境保全や利用安全性確保に必要なステップ、横断排水等の簡易な施設については、運営管理受託者による通常の維持管理の範囲内で適宜設置する。また、使用する資材は、資源循環にも配慮し、樹林地管理で生じた伐採木やウッドチップ等を積極的に活用する。

<上部ゾーン・下部ゾーン>

- ・ガイドプログラムや利用者参加型調査プログラム等での限定利用を基本とし、利用を目的とした新たな施設整備は行わない（限定利用に当たっては既存の作業路、踏み跡等の活用を想定）。

～（参考）既存施設に対する課題認識～

- ・既存施設について、向こう10年間は大規模な改修を想定しないが、将来的な改修等を見据え、現時点での課題認識を下記に整理する。

【FC】

- ・より快適な利用のための、上下水道整備

⇒（上下水道整備後）より幅広い飲食物の提供

- ・環境教育拠点として、宿泊を伴う人材育成プログラム等を提供するための、施設拡充

【フィールド】

- ・火山噴火時の安全確保のための、シェルター整備（既存四阿の改修等）

【駒止の滝観瀑台】

- ・より快適な利用のための、駐車場内へのトイレ整備

(2)新たな施設・園地の整備 新規

<展望エリア(仮)>

- ・駒止の滝観瀑台及び駒止の丘は、車でのアクセスが可能であり、また、展望デッキが整備され、駒止の滝や那須連山への眺望を気軽に楽しめるエリアとなっている。
- ・さらに駒止の丘は、本施設利用者が自由に立ち入ることができる最高標高地点であり、本施設や余笹川の溪谷、那須野ヶ原への俯瞰する展望地としてのポテンシャルを有している可能性がある。
- ・今後、展望エリアとしての活用可能性について調査検討し、その結果に応じて通景伐採や展望地点の設定等を検討する。
- ・また、駒止の滝観瀑台、駒止の丘の既存施設と合わせて、民間活力の導入も視野に、展望を活かした様々なアクティビティ、イベント等の場としての活用を図る。

<遊びのエリア(仮)>

- ・「ふれあいの森」のうち、FCに近接する一部エリアについては、特に本施設を利用したことのない親子連れや若年層に対して、利用のきっかけとなるような自由で独創的な遊びを体験できる空間として、民間活力の導入も視野に新たに整備する。
- ・具体の利活用内容や整備内容、整備運営の事業化手法等については、今後整備運営に関心のある事業者等からの意向把握調査等を行った上で、検討する。
- ・なお、整備や利用は、旧御用邸用地である本施設の特性に配慮するとともに、原則として自然環境に不可逆的な影響を与えない範囲で行うよう、一定の箇所を利用を集中させない等の運用方法についても、試行を踏まえて検討していく。
- ・自然環境への影響については、事業実施後に継続的なモニタリングを実施し、状況を確認する。

～遊びのエリア(仮)における利用と整備の例～

※許容される整備や利用の範囲や程度の詳細は今後検討。

<遊び系>

- ・ハンモック
- ・ツリークライミング®



広場空間の
イメージ



ツリークライミング®の
イメージ

<体験活動系>

- ・樹冠観察デッキ
- ・林業(除間伐)体験
- ・間伐材等を活用した木工体験
- ・ナイトハイク(熊活動期をのぞく)
- ・かまくら作り等の雪上アクティビティ



林業体験の
イメージ



雪上アクティビティの
イメージ

<イベント系>

- ・屋外カフェ(屋台・キッチンカー活用)
- ・各種イベント(音楽、アート展示等)

2.2. 窓口サービス、展示、プログラム提供等

【基本的な考え方】

- ・FCは、これまでの運営で確立された那須平成の森の拠点施設としての落ち着いた空間と、窓口におけるきめ細やかな案内受付、情報提供等を維持する
- ・フィールドでは、これまで実施してきたセルフガイド、無料／有料プログラムの継続、拡充を図るほか、新たに“遊び”の要素を盛り込んだプログラムを提供する
- ・各種サービス、プログラム提供に当たっては、高齢者、身障者、外国人等多様な利用者の特性にあわせて柔軟に対応する

(1)窓口サービス **継続**

- ・FCでは、以下に例示するような本施設に関する利用者への案内受付(窓口対応)、情報の収集及び提供、用具の貸出等を行う。
- ・提供する情報は、利用に関するものだけでなく、特に安全上必要な情報の提供に留意する。
- ・また、用具の貸出に関しては、子ども、初心者、身障者等の利用に適した用具の充実を図る。

～FCにおける案内事項(例)～

- ・ **自然情報**…季節の自然情報、天候等を案内する。
- ・ **利用情報**…ふれあいの森の園路、広場の位置、森林や自然へのふれあい方に関する情報、利用上の注意等を案内、指導する。
- ・ **イベント、プログラム情報**…各種イベントやプログラムの開催予定・予約状況等を一元管理し、案内する。
- ・ **安全対策**…危険生物や災害(火山対応、異常気象対応等)に関する情報発信、利用者指導を行う。
- ・ **周辺情報**…那須高原ビジターセンター、自然研究路をはじめとする、近隣(那須地域)の自然関連施設、観光施設等と連携した情報発信により、相互送客を促進する。
- ・ **用具の貸出**…上記の情報提供とあわせて、以下のような各種用具の貸出を行う。
 - 自然を楽しむための用具：ハンモック、自然観察セット(双眼鏡、捕虫網、ルーペ等)
 - 自然の中で安全・快適に過ごすための用具：防寒具、雨具、スノーシュー
 - 身障者、高齢者の移動を助ける用具：車いす、トレッキングポール等

(2)展示 **継続**

- ・FC 館内の展示については、当面、大規模な改修は想定しないが、モニタリング結果等も活用しながら、季節・年次に応じて手作り展示を更新する等、リピーターの満足度を維持・向上に努める。
- ・なお、今後利用者層を拡大していくことを目指し、展示の内容は子どもやビギナーでも理解しやすいものとする。
- ・FC の意匠やこれまでのリピーターの声等を踏まえ、落ち着いた空間の提供を継承する。

～落ち着いた空間づくりのポイント（例）～

- ・おもてなしの心を持つ。
- ・カラーコード、デザインコードを統一する。
- ・展示物は自然素材のものを基本とし、必要性の低い人工物は極力排除する。
- ・沈黙を生まず、案内や会話の邪魔をしない、適度な BGM を流す。
- ・季節の草花や書物等、細やかな装飾・展示により、じっくり見たくなる、何度も来たくなるしかけを作る。



季節の花の展示

(3)プログラム提供 **継続/充実/新規**

- ・本施設における自然ふれあい活動（インタープリテーション）の目的（下記）を達成するため、今後もし引き続き以下の①から⑦に示す自然教育プログラムを企画立案・実施する。
- ・基本方針を踏まえ、今後はガイドウォーク等の自然学習プログラムのほか、調査体験、森林管理体験、遊び等をテーマとしたプログラムの拡充を図る。

～那須平成の森における自然ふれあい活動（インタープリテーション）の目的～

- ・生物多様性の保全、自然との共生のあり方等についての教育普及を行い、自然や生きものについて感じ、考える人を育てる。
- ・自然と歴史を踏まえた森の保全や自然環境調査の重要性とともに、国立公園等自然環境保全の施策についての理解を得る。
- ・質の高い自然ふれあい活動（インタープリテーション）の計画、実践、人材育成等を通じ、自然ふれあい施設のモデルとして全体的な質の向上に寄与する。
- ・自然ふれあいの普及を通じて、自然環境保全のための自発的、主体的な行動を促し、持続可能な社会の実現に貢献する。

①セルフガイド **継続**（一部**充実**）

- ・「ふれあいの森」において、利用者が自ら自然とふれあうためのプログラム。
- ・利用者の志向、所要時間等に応じた、フィールドの情報（コース、見どころ、距離や所要時間、注意事項等）を掲載したマップ等（印刷物及びスマホ等で閲覧可能な電子データ）を利用者に提供する。
- ・特に今後は遊びの要素を含んだ子ども向け、健康づくり等を意識した中高年向け等、プログラムの多様化を図ることで、リピーターを含めた利用者の増大を図る。

②無料ミニプログラム **継続** (一部**充実**)

- ・FCを訪れた利用者が、手軽にガイドプログラムを体験することを目的に、FC内及び付近の「ふれあいの森」において、短時間（30分程度）で実施するプログラム。
- ・プログラムの内容は、参加者の指向に応じて自然のほか、遊びや健康づくり等をテーマとしたもの等、多様化を図る。
- ・開催頻度は、来館者の状況によって適宜調整するが、繁忙期は定時開催、閑散期は来館者の状況に応じて開催回数・時間を調整する等、柔軟な対応を図ることで、利用者の増大（FC来館者における参加率の向上）を図る。

③植生管理・モニタリングに関する利用者参加型調査プログラム **新規**

- ・「(仮称)樹林地管理計画」や「モニタリング調査計画」に基づき実施する管理作業や調査活動に参加するプログラム。
- ・本施設ならではの特徴あるプログラムであり、より専門的な活動を体験してもらうプログラムとして教育面での意義も大きく、また、フィールドに対する利用者の愛着を高め、リピーターを増やすねらいもある。
- ・現在、単発イベントとしての実施に留まるが、専門知識・技能を持つ関係者との連携を強化の上、実施頻度の向上を目指す。

～プログラムの具体例～

●調査体験プログラム

- ・所要時間2～3時間程度・事前申し込みを基本としたプログラム。
- ・「モニタリング計画」に整理した調査項目の一部を体験してもらう。
- ・高校・大学、県立博物館等の教育機関と連携し、専門性のある内容とする。



参加体験型プログラム

●森林管理体験プログラム

- ・所要時間半日程度・事前申し込みを基本としたプログラム。
- ・「(仮称)樹林地管理計画」に基づく森林管理の一部を体験してもらう。
 - ⇒ふれあいの森テーマ例…遊び・にぎわいプログラム（後述）のフィールド整備体験
 - ⇒学びの森テーマ例…二次林保全のための能動的な管理体験
 - ⇒下部ゾーンテーマ例…鳥獣害対策体験
- ・地元の森林組合等と連携し、専門技術に触れられる内容とする。

④有料ガイドウォーク（個人向け） **継続**

- ・開園以来「学びの森」（及びふれあいの森の一部）で実施してきた有料ガイドウォークは、本施設を象徴する質の高い自然体験プログラムとして、今後も継続する。
- ・プログラムの内容は、今後の樹林地管理の実施やフィールドの自然環境の変化（利用に伴う負荷を含む）の状況に応じて、適宜新しいプログラムの立案、充実を図る。
- ・また、より本格的な体験を提供する長時間のプログラムや、「歩く」以外の体験（調査や作業、飲食等）を組み合わせたプログラム等、新たなプログラムを実施することで、リピーター、新たな利用者双方の増加（FC 来館者における参加率の向上）を目指す。
- ・なお、上部ゾーンは、催行人数、回数等を制限した特別プログラムの場として、活用を検討する。

⑤遊び・にぎわいプログラム **新規**

- ・基本方針を踏まえ、「ふれあいの森」の一部を活用して新設する「遊びのエリア(仮)」において、新たに遊び、にぎわい、くつろぎ、癒し等をテーマとした、子どもや若年層による利用拡大を念頭に置いたプログラムを提供する。

⇒プログラムのイメージは「2.1(2)新たな施設・園地の整備」参照

- ・提供するプログラムの企画や運営は、ノウハウを持つ民間事業者等が行うことを念頭に、後述する運営会等の意見も踏まえて慎重に検討する。
- ・また、プログラムを有料で提供し、収益を確保することで、「遊びのエリア(仮)」の整備も含めて民間事業者が一体的に行う PPP/PFI 方式で事業化することも検討する。
- ・なお、新たな民間事業者等を受け入れる際には、環境省の施策の他、本施設の歴史やこれまでの経緯、安全管理上の留意点等、本施設に係る最低限の基礎情報を共有し、理解を得るとともに、実施プログラムの中ではその普及啓発を図ることを必要条件にする等、環境省の施策や施設の運営方針にプラスとなる取組としていく。

⑥有料プログラム（団体向け） **継続**（一部**充実**）

- ・学校の教育旅行や企業の研修等、地域外団体向けに提供する有料プログラムも継続して実施する。
- ・団体向けプログラムの内容は、個人向けに準じるが、フィールドに対して大きな負荷がかかることのないよう留意する。
- ・また、作業小屋でのクラフト活動等、雨天でも催行可能なプログラムも立案、充実を図る。
- ・なお、団体向けプログラムは、個人向けの催行に支障がないよう、平日ほか閑散期を中心に行う。

⑦地元団体向けプログラム **充実**

- ・近隣自治体の小中学校の自然環境学習については、教育委員会や各学校ともプログラムの内容等を協議調整の上、積極的な受入を図る。
- ・また、那須町等と協力し、那須町住民を対象とした地域開放プログラムや町民向け特別プログラムを企画立案・実施する。

(4)魅力向上のためのサービスの提供 **継続** (一部**充実**)

- ・平成 29 年度から開始した FC でのカフェ営業は非常に好評であり、カフェ利用を目的とした来館も見られることから、今後も取組を継続する。
- ・また、本施設周辺には、軽食等が購入出来る店舗、飲食店等が極めて少なく、また利用者からは軽食の販売要望があることを踏まえ、関連する法規制や制度の状況を精査した上で、軽食の提供についても検討する。
- ・あわせてさらなる魅力向上のため、自然体験活動や環境教育等に関連したグッズ、地域関係者と連携した土産物等の販売も検討する。

(5)利用に関するモニタリングの実施 **継続**

- ・利用者サービスを提供することによる成果を定量的に評価していくため、以下の内容等を継続して把握する。

～利用に関する実態把握の主な内容（例）～

<利用者数> [○：実数記録／◇：聞き取り、アンケート、SNSや口コミ等により把握]

○FC 来館者数

○各種プログラム参加者数(プログラム種別)

○用具等レンタル件数

◇来館者、プログラム参加者の属性（居住地、年齢、来訪経験回数、同行者の構成 等）

<利用しての印象> [聞き取り、アンケート等により把握]

FC 来館者 : 基本属性／来館目的／施設の認知方法／満足度（施設の内容、窓口の対応、清掃等）

プログラム参加者 : 基本属性／プログラムの認知方法／満足度（プログラムの内容、スタッフの対応、フィールドの環境、料金等）

3. 地域連携・情報発信

【基本的な考え方】

- ・新たな利用を広げるため、地域関係者との連携を強化する
- ・関係機関、関連施設との連携も含め、利用者に対する多様な情報発信を行う

(1)地域と連携した利用者の受入強化 **充実**

① 関係機関、施設等との連携 **充実**

- ・本施設だけではなく、周辺地域も含めた来訪者の増大や満足度の向上、さらには地域全体の活性化に寄与するため、地域関係者、環境省、運営管理受託者が協議の上、下記に例示するような様々な連携した取組を推進する。

～地域と連携した利用者の受入強化の取組(例)～

- <全体共通> 各施設におけるパンフレット、チラシ類の相互配架、那須自然研究路等の歩道の利用促進（ウォーキングマップの普及） 等
- <行政機関> 各種観光振興施策との連携、ふるさと納税返礼品としての有料ガイドプログラム活用 等
- <観光振興団体> キャンペーン等実施時のタイアップ 等
- <宿泊施設> 宿泊と有料ガイドプログラムとのパック商品販売、近隣宿泊者に対する有料ガイドプログラム利用優待 等
- <観光施設> 本施設有料ガイドプログラムを含む複数施設の周遊利用者に対する優遇措置（利用料金割引等） 等
- <教育研修施設> 施設利用者の自然体験活動等の場としての本施設の活用 等
- <学校等> 近隣小中学校等の遠足、総合学習等の受入 等

② 日光国立公園内のビジターセンター等との連携 **充実**

- ・日光国立公園には、FCや那須高原ビジターセンターのほか、塩原温泉及び日光湯元ビジターセンター、日光自然博物館が存在し、それぞれの地域で異なる魅力や運営主体の特長を活かしたサービスを提供している。
- ・日光国立公園内のビジターセンターやFCで、相互の施設の概要、見どころ、見頃等の情報を紹介することで、次に訪れてみようというきっかけを与える。
- ・また、各地域、施設の魅力等を相互に理解するため、定期的に情報交換や職員の交流等を行う。

～那須高原ビジターセンターの役割と、那須平成の森フィールドセンターとの連携イメージ～

【那須高原ビジターセンターの役割】

- ・那須甲子地域の情報提供拠点としての役割の強化
- ・広大な駐車場、トイレ、屋外空間等を活かし、地域の利用拠点としての利用の促進
- ・農産物の販売、ワーケーション等、地域のにぎわい創出に資する新たな機能の強化
- ・ボランティアの受入等、地域との連携体制の構築

【那須平成の森フィールドセンターとの連携イメージ】

- ・VCからFCへのボランティア派遣
- ・団体利用や雨天利用時に、VCとの分散利用の促進

(2)情報発信 **充実**

- ・本施設、さらには那須甲子地域の利用者を確保していくために、次のような戦略的な情報発信を行う。

① 那須甲子地域や那須平成の森を知らない人に対する情報発信（環境省による情報発信） **充実**

- ・那須甲子地域や本施設の存在を知らない人が存在を認知し、来訪のきっかけを持ってもらうために、環境省が行う全国の国立公園を紹介するWebサイトや、そのほか国立公園満喫プロジェクトをはじめ、関連するイベント、キャンペーン等において積極的な情報発信を行う。

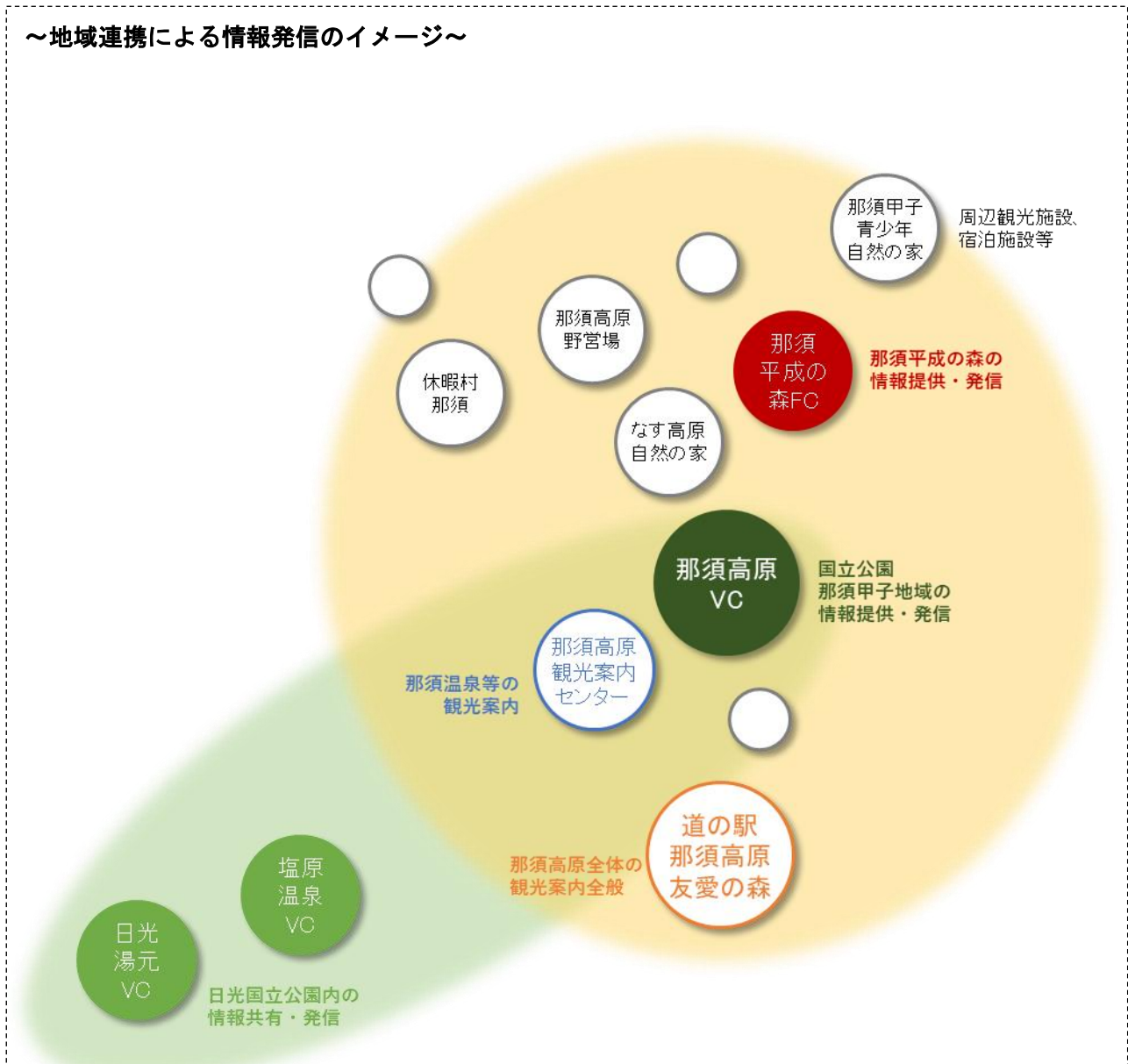
② 那須平成の森に関心がある人に対する情報発信（FCによる情報発信） **充実**

- ・本施設に関心がある人、またはリピーターによる閲覧を想定して、FCのホームページやSNSを用いた見頃や気象情報、イベント等の情報発信を行う。
- ・また、地域住民や近隣の学校等の利用を促すため、自治体の広報紙への情報掲載や、教育委員会への情報提供を行う。

③ 那須甲子地域を訪れた利用者に対する情報発信（地域関係施設が連携した情報発信） 充実

- ・那須甲子地域を訪れた観光客に対して、本施設や観光客の立ち寄りが想定される主要観光施設等と連携して、様々な情報発信を行う。
- ・日光国立公園那須甲子地域全体に係る情報発信は、那須高原ビジターセンターを中心に行う。
- ・また、主要観光施設等において、利用者に対して常に最新かつ正確な情報（気象、見頃、イベント、混雑情報等）を提供するために、関係機関の間でメーリングリストや SNS を活用した相互情報発信、共有を行う。

～地域連携による情報発信のイメージ～



4. 人材の育成

【基本的な考え方】

- ・那須平成の森の運営を担う一定以上のスキルを持ったスタッフを確保するとともに、運営管理を通じて人材の育成を図る
- ・環境省が所管する全国唯一の自然体験、学習活動を体系的に提供しうる施設として、指導者養成や教育研究活動に活用する
- ・地域の人材の活用や、地域の人材を活用したスタッフの育成を図る

(1)那須平成の森に関わるスタッフの確保と育成 **継続**

- ・本施設は、皇室ゆかりの土地の維持や自然環境を活かしたガイドプログラムの提供等、運営管理に当たって専門的な知識やスキルが求められる。
- ・このため、環境省による運営管理受託事業者の選定に当たっては、人材の確保や育成方法も提案評価の対象とする。
- ・また、運営管理受託者は、下記に示すような一定程度の知識・技能を有するスタッフの確保や育成に務める。

～那須平成の森の運営管理に携わる職員に求められるスキル～

＜基本的理解＞ 本施設の設立経緯や趣旨を理解し、適切に対人サービス、施設管理（展示含む）を行うことができること

＜自然環境に関する知識・理解＞ 本施設及び周辺地域の自然環境の特性を理解していること

＜ガイドプログラムの企画・運営能力＞ 人と自然との橋渡し役となり、双方の立場に立って各種イベント等を企画・運営できること／ガイドにふさわしいコミュニケーション能力を有していること

＜地域と連携した取組＞ 地域と積極的に関わり、地域の人材や地域特性、ニーズを取り入れるような企画、運営ができること

＜安全管理能力＞ 本施設及び周辺地域が抱える各種リスク（危険生物や災害等）の状況を理解し、その対応について、適切な知識と技能を有していること

(2)教育研修の場としての活用 **充実**

- ・環境省がガイダンス施設（FC）、フィールドを保有し、体系的な自然体験、学習活動を提供している国内唯一の施設として、下記に示すような様々な指導者養成、教育研究の積極的な受入を図るとともに、地域の指導者の継続的な養成を目指す。
- ・運営管理受託者に対して他の施設等から講師派遣等の要請があった場合は、受託者の自主的な事業として、通常の運営管理に支障のない範囲で対応を図る（有償での対応も可とする）。

～指導者養成、教育研究の場としての活用の例～

- 環境省職員研修
- 自治体、企業等の職員研修
- 指導者育成のための各種研修（環境省本省で推進する取組を含む）
- 自治体等が進めるボランティアガイド育成
- 自然公園の管理運営に係わる事業者やガイド事業者、教育関係者等の職員研修
- 大学等教育研究機関（調査研究フィールドとしての提供、インターンシップの受入含む） 等

(3)地域人材の活用・連携 **充実**

- ・本施設の運営管理のうち、以下に例示するような専門的な知識やスキルを要するものについては、地域等で活動する人材の活用や連携を図る。
- ・また、運営管理に従事するスタッフと地域人材との交流を図ることにより、本施設のスタッフのスキル向上に努める。
- ・このほか、地域住民や地元企業 CSR の受入等も考えられる。地域住民等によるボランティアについては、那須甲子地域の拠点施設である VC が中心となって体制を構築し、将来的には VC から FC へボランティア派遣を受けることも検討する。

～地域等の人材の活用・連携が考えられる例～

- 樹林地管理（薪炭林等の文化的な樹林の管理、伐採木の活用等の実施や技術指導）
- 歴史的、文化的要素をテーマとしたガイドプログラムの立案や実施
- トレイルの新設や補修等の軽微な施設整備・維持管理活動
- 環境調査やモニタリング
- 遊びやにぎわい等に関するプログラムの立案や実施（ガイド、アクティビティ事業者等）
- 御用邸や国立公園が有する自然環境や歴史文化等を活かした事業展開を行っている地域の観光関連事業者等の CSR 参加（ボランティア等人的参加、環境保全等に関する財政的支援等）

第3編 那須平成の森マスタープランの推進

(1)推進体制

- ・本計画の推進は、基本的に環境省（及び運営管理業務等の受託者）が主体となり、栃木県及び那須町と連携しつつ推進する。
- ・取組の推進に係る様々な事項については、「那須平成の森運営会」（以下、運営会）において環境省より報告し、より効果的な取組となるよう運営会にてフォローアップする。
- ・また、これまで本施設等の運営について、関係機関と連絡調整及び意見交換を行うための場として設置、運営してきた「那須平成の森連絡協議会」は、今後役割を拡充し、本施設に限らず国立公園那須甲子エリア全体を所掌する協議会（（仮称）那須甲子地域連絡協議会）とすることで、関係者間の双方向の情報共有ができる場とする。

（仮称） 那須甲子地域 連絡協議会

※右記は(案)

那須平成の森を含む日光国立公園那須甲子地域全体の運営について関係機関による連絡調整及び意見交換を行うことにより、那須甲子地域における自然ふれあい活動の推進に資する

- ・環境省関東地方環境事務所
- ・宮内庁那須御用邸管理事務所
- ・福島県、栃木県
- ・下郷町、西郷村／那須町、那須塩原市
- ・栃木県教育委員会、那須町教育委員会
- ・（一社）那須観光協会
- ・（独法）国立青少年教育振興機構
国立那須甲子青少年自然の家
- ・（公財）とちぎ未来づくり財団なす高原自然の家
- ・那須平成の森運営管理団体
- ・那須高原ビジターセンター管理運営団体
（事務局）日光国立公園那須管理官事務所

那須平成の森 運営会

那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの運営について関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活発化に資する

- ・環境省関東地方環境事務所
- ・栃木県環境森林部
- ・那須町企画財政課、観光商工課
（事務局）日光国立公園那須管理官事務所

図 那須平成の森マスタープランの推進体制

(2)マスタープランの進行管理

- ・本計画に位置づけた取組は、現時点（令和4年11月）において、概ね次ページに掲載したスケジュール（イメージ）を進めることを想定する。
- ・取組の進行状況は、毎年の運営会で当該年度の取組成果を報告するとともに、次年度の取組計画を立案し、より効果的な取組となるよう協議することで管理する。
- ・また、運営維持管理業務の委託期間（3年間）が終了する都度、運営会において当該委託期間全体の取組の総括と評価を行う。
- ・なお、本計画は、概ね2032年までの10年間を計画期間としているが、上記の評価の結果、計画の見直しが必要と判断された場合は、適宜見直しを行う。

表 「個別の取組」の進行スケジュール(イメージ案) 令和4年11月時点

項目	区分 (○:一部)	策定年	短期 2023- 2025年	中期 2026- 2028年	長期 2029- 2031年
1. 自然環境の維持管理					
(1) 樹林地等の維持管理					
① 「(仮称)樹林地管理計画」の策定	●	樹林地の現況調査	樹林地管理計画の策定		
② 樹林地維持管理の実施	●	これまでの管理の継続 樹林地管理計画策定に合わせた新たな維持管理の 試行		計画に基づく維持管理の実施	
(2) 利用に対する自然環境の保全	●	●	●	●	●
(3) 外来種・鳥獣害対策	●	●	●	●	●
(4) モニタリング調査	●	●	●	●	●
2. 利用者サービスの提供					
2.1. 施設の整備・維持管理					
(1) 既存施設の維持管理	○	●	●	●	●
(2) 新たな施設・園地の整備	●	●	●	●	●
2.2. 窓口サービス、展示、プログラム提供等					
(1) 窓口サービス	●	●	●	●	●
(2) 展示	●	●	●	●	●
(3) プログラム提供	●	●	●	●	●
①セルフガイド	○	●	●	●	●
②無料ミニプログラム	●	●	●	●	●
③植生管理・モニタリングに関する 利用者参加型調査プログラム	●	●	●	●	●
④有料ガイドウォーク(個人向け)	●	●	●	●	●
⑤遊び・にぎわいプログラム	●	●	●	●	●
⑥有料プログラム(団体向け)	○	●	●	●	●
⑦地元団体向けプログラム	●	●	●	●	●
(4) 魅力向上のためのサービスの提供	○	●	●	●	●
(5) 利用に関するモニタリングの実施	●	●	●	●	●

項目	区分 (○：一部)		策定年	短期	中期	長期
	新規	継続				
3. 地域連携・情報発信						
(1) 地域と連携した利用者の受入強化						
① 関係機関、施設等との連携	●		各種連携拡大方策の検討、実行			
② 日光国立公園内のデジタルセンターとの連携	●		各種連携拡大方策の検討、実行			
(2) 情報発信	●		那須平成の森を知らない人に対する情報発信の拡充（環境省による情報発信） 那須平成の森に関心がある人に対する情報発信の拡充（FCによる情報発信）			
4. 人材の育成						
(1) 那須平成の森に関わるスタッフの確保と育成		●	運営管理業務受託者による人材育成の継続			
(2) 教育研修の場としての活用	●		運営管理業務受託者による指導者養成、教育研究の場としての活用拡大			
(3) 地域人材の活用・連携	●		運営管理業務受託者による地域人材の活用・連携の拡大			

(3)新たな支援制度の確保

- ・本施設では、これまで利用者等からなるサポーターの会を組織し、その会費や寄附金を原資とする基金を造成し、本施設で活動する団体の活動資金等として提供してきた。また、サポーター会員に対しては、有料プログラム参加料金割引等の特典を付与することで、熱心な利用者の獲得にも貢献してきた。

⇒那須平成の森基金については、「資料編3. 那須平成の森基金について」参照

- ・しかしながら、令和4年度末を以て基金制度を終了することとしたため、今後運営会においてこれに代わる新たな資金調達と熱心な利用者に対する優遇措置を検討する。

～新たな支援制度の検討例～

- 運営管理受託者等によるクラウドファンディングの実施（出資者に対するインセンティブとして、有料プログラム優待等を付与）
- 那須町に対するふるさと納税（返礼品として有料プログラム等を付与）
- 有料プログラムの高頻度利用者等に対する優遇措置（年間パスポート、ポイント制、家族割引等）

資料編

1. 日光国立公園「那須平成の森」の現況（令和4年3月現在）
2. 那須平成の森マスタープラン検討の経緯
3. 那須平成の森基金について

1. 日光国立公園「那須平成の森」の現況 (令和4年3月現在)

【1】「那須平成の森」の概要

【所在地】 栃木県那須郡那須町大字湯本地内
(那須茶臼岳東麓、標高約630~1,400m)

【面積】 約560ha

【国立公園】 第2種特別地域、那須高原集団施設地区

【経緯】

・「那須平成の森」は、**那須御用邸(*)**の豊かな自然を維持しつつ、**同用地の一部を国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうかとの上皇陛下(当時天皇陛下)のお考えを踏まえ、御在位20年という節目の機会(平成20年3月)に、御用邸用地のおよそ半分が宮内庁から環境省へ移管。**

*: 大正15年に当時皇太子であった昭和天皇の御成婚後の御静養(御避暑)の場として設置され、皇室の御静養、御研究の場として宮内庁所管の国有財産(皇室用財産)として管理されてきた。

・移管された用地は、上皇陛下のお考えを踏まえた国民の自然とのふれあいの場として保全整備を図るために、平成19年度に「**那須の森(仮称)保全整備構想**」を策定。

・同構想を踏まえて、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンター、園地歩道等の利用施設の整備、自然体験/学習プログラムの準備等がなされ、平成23年5月に「**那須平成の森**」として開園。

・開園以降も同構想に基づき、各種プログラムや自然環境等のモニタリング等が行われ、現在に至る。

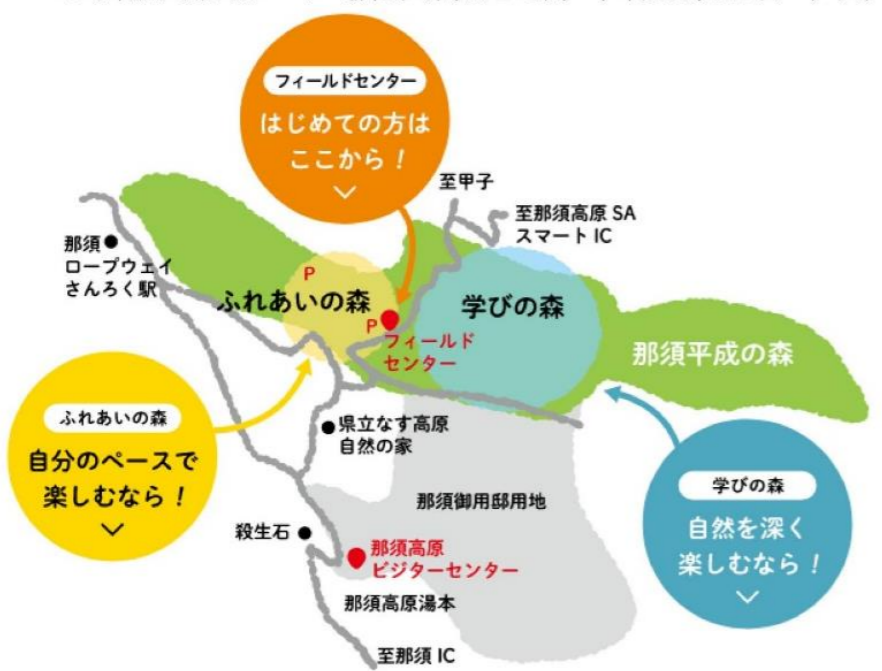
【主要施設、ゾーン等】

<那須高原ビジターセンター(VC)> 国立公園那須甲子地域の情報提供拠点として、国立公園の利用情報や自然情報等を提供。

<フィールドセンター(FC)> 那須平成の森のフィールド利用にメイン拠点として、利用者案内、那須平成の森に関する情報提供、ガイダンス等のサービス提供、各種研修等を実施している。

<ふれあいの森> 来園者が自由に散策や自然体験を楽しめるゾーン。バリアフリー園路や四阿などが整備され、無料で利用できる。

<学びの森> インタープリターが案内する「ガイドウォーク(有料)」のみ利用可能なゾーン(所要時間は2時間~、料金2,000円~/人)



【2】「那須平成の森」の管理運営体制

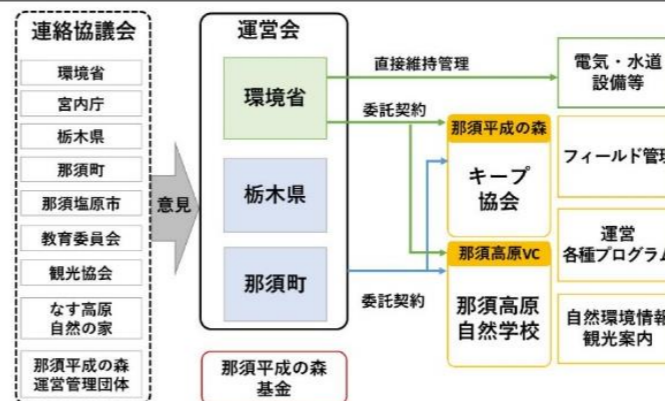
<運営会> 環境省を中心に、栃木県、那須町で構成する管理運営の中核組織

<連絡協議会> 管理運営に係る地域団体が幅広く参加した情報共有と意見交換

<基金委員会> 平成の森で活動する団体等への活動費助成を検討

※実際の管理運営は、環境省及び運営会からの委託事業者(現在下記)が行う。

那須平成の森(FC含む): (公財)キープ協会
VC: (NPO) 那須高原自然学校



【那須平成の森基金】

- ・那須平成の森において自然体験や調査研究、環境管理、人材育成等に資する**活動助成のための基金。**
- ・基金は個人からの寄附金を原資に造成。
- ・収支決算、助成対象の審査等は「基金委員会」が行う。

【3】自然環境の維持管理

【1】森林環境の維持管理 ※主に環境省及び業務受託者で実施

- 枯損木、危険木の最小限の除去
- 草刈・除草(選択的除草、外来植物駆除含む)
- 森林管理プログラム、モニタリングプログラムの実施 ほか

【2】利用のコントロール

- ・利用による環境負荷軽減のため、**学びの森の利用者数を1日90人に制限。**
※那須平成の森及びVCの管理運営に係る具体事項を包括的にとりまとめた「インタープリテーション計画」に基づく
- ・**不用意な植物採取や踏み荒らしのため、サインや橋を設置。**ただし、景観や自然性の高さを維持するため、**施設類の設置は必要最小限にとどめる。**

【3】モニタリング結果 ※主に環境省及び業務受託者で実施

- ・下記の把握を目的として、動植物のモニタリング調査を継続実施
- ◇利用者の立入や工事の実施等による自然環境変化の有無や程度
- ◇環境管理(下草刈り、間伐等)による自然環境の変化
- ◇中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類や帰化植物の侵入による自然環境の変化
- ⇒**開園後10年間で大きな環境変化は見られない。**
- ⇒一部で外来植物種の侵入が見られるが、利用を制限している「学びの森」では少ないなど、**利用コントロールの効果が見られる。**

【4】利用者へのサービスの状況① ~ハード面(施設、展示)~

【1】那須高原ビジターセンター(VC)

・木造(一部鉄骨・鉄筋コンクリート造)
/2階建て/延床面積:1,456㎡

<案内受付> 周辺の自然情報、那須甲子地域情報、周辺道路情報等の案内

<展示スペース> 那須甲子の自然や歴史文化、那須と皇室の関わり等を紹介

<便益スペース> トイレ、レクチャールーム、休憩スペース等



【2】フィールドセンター(FC)

・木造/平屋建/延床面積606㎡

<受付案内> 周辺の自然情報、地域情報、周辺道路情報等の案内

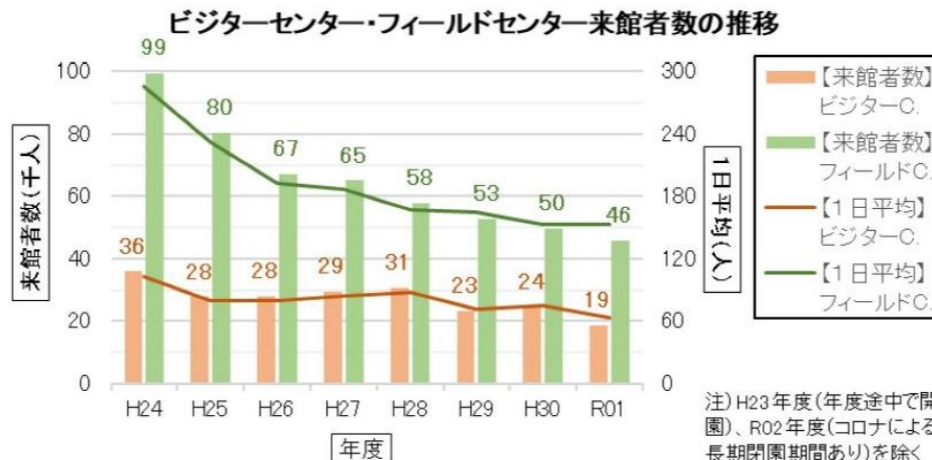
<展示スペース> 平成の森の見どころ、平成の森と御用邸の関係等を紹介

<便益スペース> トイレ、ロッカー、レクチャールーム、休憩スペース等



<来館者数> VC: 19千人/年、FC: 46千人/年(令和元年度)

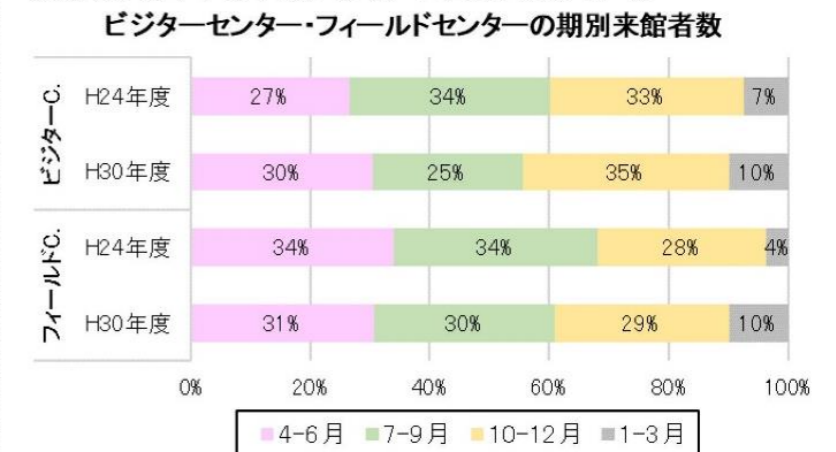
・開園当初の一過的な利用集中も落ち着き、近年は比較的安定して推移。



注) H23年度(年度途中で開園)、R02年度(コロナによる長期閉園期間あり)を除く

<来館者の期別の傾向>

- ・1-3月期: 1割程度(増加傾向)、その他の期はそれぞれ3割程度。
- ・来館者が集中する季節がなく、平準化が進んでいる



【5】利用者へのサービスの状況② ～ソフト面（解説・案内、ガイドプログラム等）～

【① 那須高原ビジターセンター（VC）】

- ・VCが所在する那須町に限らず、周辺市町村の自然情報を収集・展示。
- ・館内でクラフト体験を毎週開催。
- ・開花情報・道路状況等はSNSで発信、おすすめスポットやVCでの体験内容等はyoutubeでも配信
- ・東公園におけるツリークライミング等、ビジターセンター周辺のフィールドにおけるアクティビティ要素も含むプログラムも実施。
- ・子供向け自然体験プログラムとして、幼児教育や子育て支援を目的としたVC周辺の自然散策や湯本散策を実施（森のようちえん）。



出典：那須高原ビジターセンターHP

【② フィールドセンター（FC）、那須平成の森】

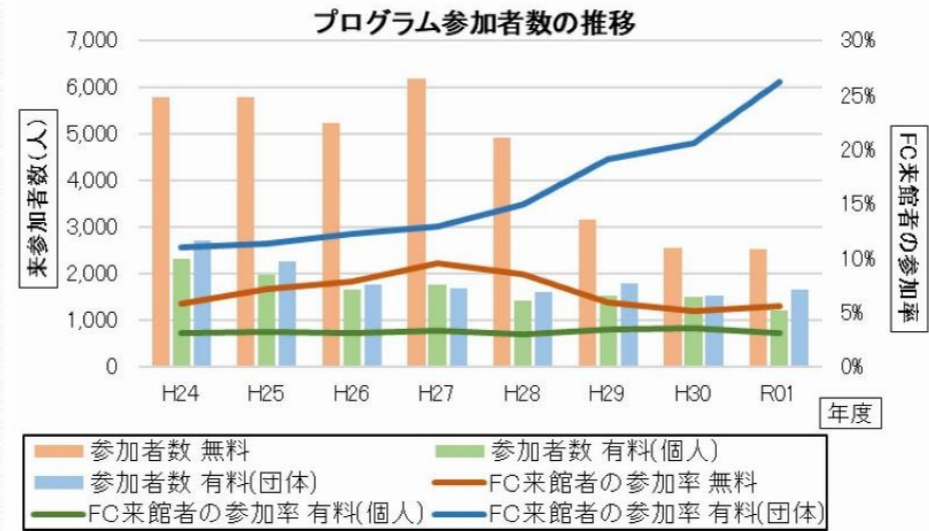
- ・「ふれあいの森」での無料プログラム（年間150回程度*）、「学びの森」での有料プログラム（年間270回程度*）実施。*：いずれも令和元年度
- ・有料プログラムは、現在テーマや所要時間、距離の異なる8ルートを設定し、過剰利用による環境負荷に留意しながら実施。
- ※有料プログラムのリピート率は微増傾向。
- ※参加者の満足度は非常に高く、全プログラムで「とても満足+満足」と回答した人の割合が90%以上（令和2年度）。



出典：那須平成の森HP

＜プログラム参加者数＞

- ・有料ガイド参加者数は近年横ばいで推移。
- ・特に団体向け有料プログラム参加率が増加（ガイド参加を目的とした団体の割合が増加）。
- ・無料プログラム参加者は減少（開催回数の減少に伴うもの）。



注）H23年度（年度途中で開園）、R02年度（コロナによる長期閉園期間あり）を除く

＜有料プログラムのルート概要＞

- ・開園当初は1ルートのみだったが、現在は所要時間や対象等の異なる多数のルートを設定。
- ・また、冬季（1～3月）には、「ふれあいの森」におけるスノーシューガイドも実施。

ルート名	所要時間	対象	備考
フクロウ	2時間	A・B・C・D・E	初心者向け
令和橋	2時間	A・B・C・D・E	R2年より運用
ノウサギ	2時間30分	A・B・C・D・E	アップダウン小
カモシカ	3時間30分	A・B・C・D・E	アップダウン大
ムササビ	3時間30分	A・B・C・D・E	見どころ豊富
ロイヤル	3時間30分	A・B・C・E	旧御散策路
余笹新道	2時間30分	A・B・E	巨樹・巨岩あり
スノーシューガイド	2時間	A・B・C・D・E	FC周辺のみ 初心者向け
スノーシューガイド	3時間	A・B・C・D・E	ふれあいの森を満喫
特別編	1～5時間	季節に応じて様々なテーマ、対象で実施	

【対象】A：ソロ、B：カップル、C：親子、D：ファミリー、E：団体

【6】人材育成の状況① ～施設スタッフの育成～

【① 那須高原ビジターセンター（VC）】

- ・基本的な研修に加えて、外部研修会への参加、他団体視察等を実施。
- スタッフトレーニング（初勤務スタッフ対象）
- 救急救命法講習会（スタッフ及び一般公募参加者対象）
- 消防訓練（スタッフ及び環境省那須管理官事務所職員対象）
- 外部研修会への参加
- 他団体視察
- インターンシップ受け入れ 等



出典：R2 那須高原ビジターセンター管理運営業務報告書

【② フィールドセンター（FC）、那須平成の森】

- ・プログラム実施や安全管理に関して、様々なテーマを設定し、きめ細かな研修を実施。
- スタッフトレーニング（ガイドスキル、プログラム企画立案等）
- 消防防火訓練講習
- 救急時対応トレーニング
- ツキノワグマ遭遇時対策
- 夏季・秋季のリスクマネジメント
- 外部研修への協力（環境省主催人材育成プロジェクト等）
- 施設で活動するボランティア養成 等



出典：那須平成の森HP

【7】人材育成の状況② ～他施設のスタッフへの研修等～

- ・管理運営受託者のスキルを生かした講師派遣等を行い、周辺及び他地域の自然教育施設や自然ガイドの人材育成等に貢献。

【① 那須高原ビジターセンター（VC）】

- ツリークライミングライセンス講習会
- NEALリーダー養成研修の講師として派遣 等

【② フィールドセンター（FC）、那須平成の森】

- ガイド技術研修（栃木県登録ガイド対象）※コロナのため中止
- 研修指導員として派遣（国立那須甲子青少年自然の家職員、研修指導員を対象）
- 環境省主催「インタープリテーション人材育成支援事業」へ講師派遣
- 「宇都宮市民大学専門講座『上皇と那須御用邸』」へ講師派遣
- 野外・災害救急法 Wilderness First Aid 国際資格認定コース 等



出典：R2 那須平成の森運営管理業務報告書

【8】地域連携の状況

【① 那須高原ビジターセンター（VC）】

- ・地域団体、施設等と連携した情報発信（相互発信）、地元の人々の貸館利用での連携を多数実施。
- 那須町観光協会との連携（パンフ等の相互配布・情報発信、コミュニティバスの停車施設登録及びチケットの委託販売等）
- 近隣移設へのVCリーフレットの配布、相互の情報発信（周辺観光施設、宿泊施設、ロープウェイ、温泉等）
- 地元小中学校の自然環境学習の実施（事前準備～出前授業サポート）
- 地元イベントの受入れ、駐車場の提供（殺生石ライトアップイベント等）
- 貸館利用団体への協力（年間平均67件、1,330人（H29-R2））
- 地域開放イベントの実施（那須ビジ秋まつり、東公園竹弓づくり及び散策等）
- 那須町役場との連携（観光客入込状況の共有）
- 栃木観光物産協会との連携（とちぎパスポートへの対応）
- 奥那須レクリエーションの森基金への協力 等

那須ビジ秋まつり連携・協力先例

一般社団法人那須町観光協会
国立那須甲子青少年自然の家
那須高原湯本ガイドクラブ
西郷村観光協会
Hotel Resta
なす高原自然の家
那須湯もみ保存会
高原林産企業組合
那須どうぶつ王国

出典：那須ビジ秋まつり2019チラシ

【② フィールドセンター（FC）、那須平成の森】

- ・カフェ（地域事業者）の出張店舗受入れ、周辺施設・団体へのプログラム実施等を多数実施。
- ・地元自治体等との自然環境に係る情報交換も実施。
- 日替わりで地元カフェやパリスタの出張店舗を実施
- 地域の人々への貸館利用（年間平均11件、83人（R2））
- 那須町内外の小中学校への自然体験プログラムの受け入れ
- 近隣小中学校活動への協力（那須塩原市、大田原市、日光市、白河市、西郷村、下郷町、天栄村）
- 県民向け特別プログラム（とちぎ県民無料デー）として自然解説を実施
- 近隣施設（なす高原自然の家、その他民間施設等）への自然解説の実施
- 地元の自然関係団体、地域人材との連携協力（連携先：国立那須甲子青少年自然の家、那須高原VC等）
- 那須町との連携（ツキノワグマ出没情報の周知協力、ふるさと納税返礼品への協力、広報那須への連載等）
- 自治体等が行う環境調査への協力（栃木県等）
- とちぎ県民カレッジへの講座の登録
- 湯本ガイドクラブ実施のガイド体験会へ参加 等

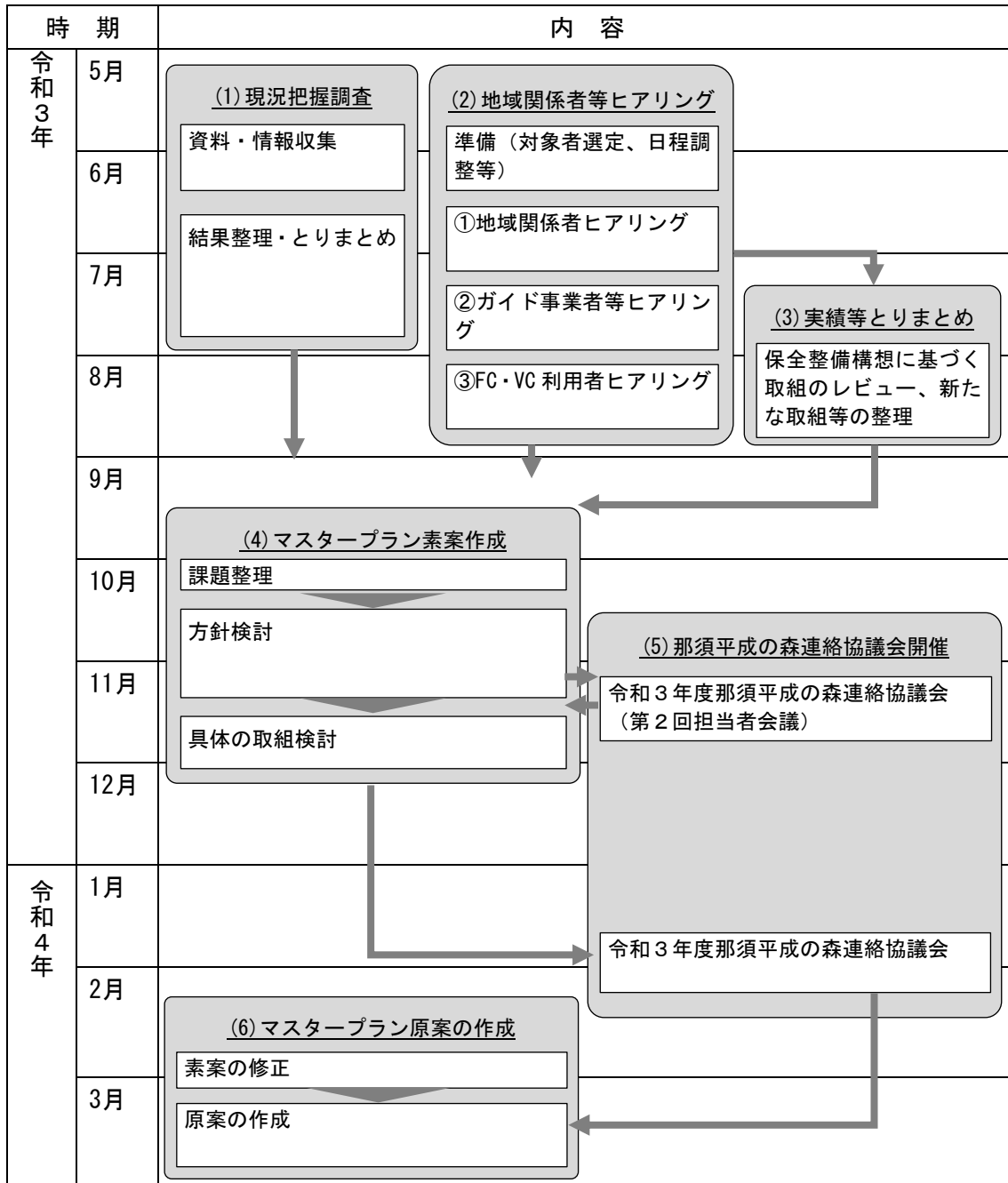


出典：那須平成の森HP

2. 那須平成の森マスタープラン検討の経緯

(1) 那須平成の森マスタープランの検討フロー

① 令和3年度



②令和4年度

時 期		内 容		
令和4年	6月	(1) 上質なサービス提供 実証事業の実施	(5) 那須平成の森 連絡協議会開催	
	7月	事前調整		
	8月	予行演習		(4) マスタープラン作成
		実証実験の実施		令和4年度那須平成の森 連絡協議会 (第1回担当者会議)
	9月	事業の効果検証		原案に関する意見照会※
	10月			原案の修正
	11月			案の修正
12月	マスタープラン策定			

<マスタープラン原案に関する意見照会>

- ・マスタープランの策定に向け、下記のとおり、那須平成の森連絡協議会以外の場においても原案に関する意見照会を行った。
 - 令和3年度地域関係者等ヒアリング実施者：原案をメール送付し意見聴取、実証実験実施時に原案概要版のパネルを展示し意見聴取
 - 一般利用者：ビジターセンターに原案概要版のパネルを展示し意見聴取
 - その他広く一般：環境省関東地方環境事務所のHPに原案を掲載し意見聴取

(2)地域関係者等ヒアリング実施結果

1)目的

マスタープラン（原案）の検討に際して、地域関係者の那須平成の森に対する認識や維持管理運営とのこれまでの関わり、今後の連携の可能性等について把握するため、ヒアリング調査を実施した。

2)対象

◆管理運営者	◆周辺施設管理者
那須平成の森フィールドセンター（FC）	塩原温泉ビジターセンター
那須高原ビジターセンター（VC）	道の駅友愛の森（那須未来株式会社）
◆行政関係者	休暇村那須 営業課
宮内庁 那須御用邸管理事務所	国立那須甲子青少年自然の家
栃木県 自然環境課	栃木県立なす高原自然の家
県北環境森林事務所環境企画課	那須ロープウェイ
那須町 企画財政課	マウントジーンズ那須
観光商工課	◆地域団体等
教育委員会(生涯学習課)	那須町観光協会
教育委員会(学校教育課)	那須温泉旅館協同組合
那須塩原市 商工観光課	湯本活性化協議会
福島県 自然保護課	那須エリア・ネイチャーツーリズム協議会
西郷村 産業振興課	◆FC/VC 利用者
下郷町 総合政策課	那須高原湯本ガイドクラブ
◆有識者等	F Cカフェ出店者
那須平成の森基金委員会	那須温泉昔語り館
	利用者（利用頻度の高い親子2組）
	一社）アニマルパスウェイと野生生物の会

3)調査事項

- ・那須平成の森及び那須高原ビジターセンターに対する認識
- ・今後、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターに期待すること、連携の可能性 等

※ガイドウォークへの参加経験のない対象者には、ガイドウォーク参加とセットでヒアリングを実施

4)実施期間

令和3年6月2日～6月30日、11月16日、19日

5)結果概要

次ページのとおり。

那須平成の森全体	那須平成の森のイメージ、運営・利活用についての意見等	ビジターセンター	那須平成の森以外の地域・広域との連携について
<p>印象・現状認識</p> <p>＜魅力、PRポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 皇室ゆかりの高尚な場 歴史、文化を感じられる場 自然体験・観察の場、学習の場 ガイド同伴のみ立ち入れる特別感 安全で気軽に楽しめる森 静かな散策を楽しめる唯一の場 <p>＜町民、県民の認識＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖管理された空間(敷居が高い) 森の質は町内の自然と大差がない 手軽なハイキングの場(駒止の滝、FC) 小学校の職業体験の場 利用のキヤパシティに限られる 那須平成の森とFCの関係性が分かりづらい <p>＜福島県側の人々の認識＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんど知らない 	<p>＜施設の位置づけ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験重視型の施設 那須平成の森の基地 教育・学習の場・ガイド育成の場 湯本より上部の利用拠点施設 利用促進的視点の欠如 <p>＜展示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 森の歴史的経緯が体系的に整理されていない <p>＜インタープリテーション(IP)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い専門性、学びが多い インタープリターの勤勉さ、自然に対する姿勢、個性が魅力 小さい子どもや若者向けのワーク感が足りない ガイド料金の多寡は個人の価値観次第 一般ガイド等、他の介入が許されず閉鎖的 <p>＜カフェ営業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェは平日の憩いの場 「フォレストカフェ」の営業コンセプトが不明瞭 	<p>＜施設の位置づけ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信の施設(自然情報・アクティビティ情報) 日光国立公園の拠点、入口施設 今もおお体育センター跡地という印象 集客施設にはなっていない 観光案内所との違いがあまりない 団体利用時のトイレ休憩の場、雨天時利用の場 日光国立公園内3VC(那須、塩原、日光)ごとに異なる魅力 <p>＜展示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 人文系の展示が多い場所 <p>＜その他サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議室の利便性が良い 屋外空間の活用が不十分 いつでもクラフト体験ができ、子育て世代には穴場 	<p>＜湯本地区内での連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺施設観光等との情報交換 イベントを通じた情報交換 職員研修のための講師派遣 子どもを対象としたイベントの開催 地域連携の不足(地域団体同士の関係性が複雑、自然公園法による規制があることから連携困難) <p>＜那須町内での連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 町全体での連携は開園当初から課題 <p>＜栃木県内での連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 日光国立公園内3VC間での情報交換 日光国立公園内3地区の周遊利用は期待薄(別行程で3地区区周遊することはない)
<p>期待・提案</p> <p>＜位置づけ、利活用の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省としてのビジョンの明確化 町民に親しまれる施設 皇室の品格の維持(都市公園の利用はふさわしくない) 保全に留意しつつ、利用を重視したエリアの設定 <p>＜森林保全・管理、モニタリング＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 御料地として守られてきた環境は特徴的であり、維持すべき 人の手を加え過ぎない管理を維持 モニタリング項目の再考 <p>＜協議会・運営会、負担金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> コンソーシアム方式の採用によるFC/VCの一体的管理充実 関係者間の実質的な議論の場として活用 各参加者に期待する役割の明確化 運営会負担金の使途変更(利用者数増、町民への優遇サービス等への使用) <p>＜施設整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 駒止の滝駐車場にトイレが必要 自然を活かしたレクの施設等の実験的整備 遊具的施設の設置は熟考が必要(何もない森が好きな利用者への配慮、維持管理負担増大への懸念) 	<p>＜提供サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェエト店等による飲食提供 ゆとりのある施設や敷地の活用(学校団体の利用、特に雨天時の受入) ワーケーション利用の促進 提供プログラムの拡充(屋外利用、ガイドワーク、体験プログラム等) <p>＜展示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示の定期的な更新 <p>＜インタープリテーション(IP)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> IP計画の継続運用 IPの質の維持 子供・県民・町民割引、年パス制度の導入 基金募金者に対する料金割引制度の継続 受益者負担の意識づけは必要であり過度な優待・無料化は不要 <p>＜施設整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体に適した施設整備(駐車場、トイレ、広場等) ガイドプログラムの魅力向上に資する施設整備(学びの森のゲート、ピオトープや観察ポイント等) 車道から視認しやすい案内表示の設置 <p>＜運営について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> VCとFCの役割の明確化と周知 環境省職員のFC常駐 環境省と運営事業者との連携強化 職員の雇用安定化のための収益事業の拡充 <p>＜人材育成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> FC/VC職員の相互研修によるスキルアップ 働きやすい環境(給与、待遇等)や体制の構築 	<p>＜提供サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> カフェエト店等による飲食提供 ゆとりのある施設や敷地の活用(学校団体の利用、特に雨天時の受入) ワーケーション利用の促進 提供プログラムの拡充(屋外利用、ガイドワーク、体験プログラム等) <p>＜展示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示の定期的な更新 <p>＜情報発信＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲子エリアに関する情報の充実 メルマガの配信等、積極的な情報発信 <p>＜施設整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 車道から視認しやすい案内表示の設置 	<p>＜湯本地区内での連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> VC発着の散策ルートの設定(VC～つつじ吊り橋ルート等) VC駐車場の利活用(周辺混雑時の臨時駐車場の役割等) イベント時の連携強化 VCは公民館的役割も期待(集会利用、地域住民の作品展等) 周辺宿泊施設や温泉、観光施設等と連携したツアープログラムの展開 VCの観光案内機能の強化(観光協会との関係性を整理) <p>＜那須町内での連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営者以外の民間ガイドの活動受入 ガイド同士の連携強化(プラットフォームの設置等) 地元関係者・住民のガイド育成 キッズセンターの導入 学校教育での活用 <p>＜栃木県内での連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 日光国立公園内3VC・FCでの情報交換、意見交換 日光国立公園内3VCにおける、相互情報発信 <p>＜福島県側との連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 日光国立公園を軸とした連携強化(相互送客、情報交換等) 学校教育での使用 ガイド同士の人材交流

(3)那須平成の森連絡協議会規約

那須平成の森連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、那須平成の森連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、那須平成の森（フィールドセンターを含む。）及び那須高原ビジターセンター（以下、「那須平成の森等」という。）の運営について関係機関による連絡調整及び意見交換を行うことにより、那須平成の森等における自然ふれあい活動の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、その目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 那須平成の森等における自然体験・学習の推進に関する事
- (2) その他目的に資すること

(構成)

第4条 協議会は、環境省関東地方環境事務所、宮内庁那須御用邸管理事務所、栃木県、那須町、那須塩原市、栃木県教育委員会、那須町教育委員会、一般社団法人那須町観光協会、独立行政法人国立那須甲子青少年自然の家、公益財団法人とちぎ青少年子ども財団 なす高原自然の家、那須平成の森運営管理団体により構成する。

(運営)

第5条 協議会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所長とする。

- 2 協議会に副会長を置き、会長を補佐する。副会長は、会長に事故あるときは、会長に代わり会の運営にあたる。副会長は、那須町長とする。
- 3 協議会は、必要に応じて会長が招集する。議長は、会長をもってあてる。
- 4 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、環境省関東地方環境事務所那須管理官事務所内に置く。

- 2 事務局は、その事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(雑則)

第7条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

この規約は、平成23年2月21日から施行する。

令和元年8月8日 一部改正。

(4)那須平成の森運営会規約

①令和3年度

那須平成の森運営会規約

(名称)

第1条 本会は、那須平成の森運営会と称する。

(目的)

第2条 本会は、那須平成の森（フィールドセンターを含む。）及び那須高原ビジターセンター（以下、「那須平成の森等」という。）の運営について関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活性化に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) 活動計画及び収支予算並びに活動報告及び収支決算
- (2) その他目的に資すること

(構成員)

第4条 本会は、環境省関東地方環境事務所国立公園課、環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所及び日光国立公園那須管理官事務所、栃木県環境森林部、那須町企画財政課、那須町観光商工課により構成する。

(役員)

第5条 本会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所長とする。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が会の運営にあたる。
- 3 本会に監査員を置き、会計を監査する。監査員は構成員の中から選出する。

(会議)

第6条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集する。会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を本会に出席させることができる。

- 2 第3条に定める審議事項について、会員全員の承諾があるときは書面による決議をすることができる。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の収入は、負担金その他の収入による。

3 本会の支出は、那須平成の森等の運営を充実させるために必要な経費とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、環境省関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所内に置く。

(所在地)

第9条 本会は、次の所在地に置く。
栃木県那須郡那須町大字湯本 207-2

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

- 1 本会の設立年月日は、平成23年2月21日とする。
- 2 本規約は、平成23年2月21日から施行する。

(付則) (第4条、第5条第1項及び第9条の変更)

この規約の変更は、平成23年11月29日から施行する。

(付則) (第4条の変更)

この規約の変更は、平成27年10月28日から施行する。

(附則) (第6条の変更)

この規約の変更は、平成28年8月10日から施行する。

(附則) (第4条、第5条第1項及び第8条の変更)

この規約の変更は、平成29年7月7日から施行する。

那須平成の森運営会名簿

(令和3年12月1日現在)

構成員

環境省関東地方環境事務所国立公園課
環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
環境省関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所
栃木県環境森林部
那須町企画財政課
那須町観光商工課

会長

環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
所長 千田 純子

監査員

栃木県環境森林部自然環境課長 仁平 康介
那須町企画財政課長 池沢 秀勝

事務局長

環境省関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所
上席国立公園管理官 宮森 由美子

②令和4年度

那須平成の森運営会規約

(名称)

第1条 本会は、那須平成の森運営会と称する。

(目的)

第2条 本会は、那須平成の森（フィールドセンターを含む。）及び那須高原ビジターセンター（以下、「那須平成の森等」という。）の運営について関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活発化に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) 活動計画及び収支予算並びに活動報告及び収支決算
- (2) その他目的に資すること

(構成員)

第4条 本会は、環境省関東地方環境事務所国立公園課、環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所及び日光国立公園那須管理官事務所、栃木県環境森林部、那須町企画財政課、那須町観光商工課により構成する。

(役員)

第5条 本会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所長とする。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が会の運営にあたる。
- 3 本会に監査員を置き、会計を監査する。監査員は構成員の中から選出する。

(会議)

第6条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集する。会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を本会に出席させることができる。

- 2 第3条に定める審議事項について、会員全員の承諾があるときは書面による決議をすることができる。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の収入は、負担金その他の収入による。

3 本会の支出は、那須平成の森等の運営を充実させるために必要な経費とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、環境省関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所内に置く。

(所在地)

第9条 本会は、次の所在地に置く。
栃木県那須郡那須町大字湯本 207-2

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

- 1 本会の設立年月日は、平成23年2月21日とする。
- 2 本規約は、平成23年2月21日から施行する。

(付則) (第4条、第5条第1項及び第9条の変更)

この規約の変更は、平成23年11月29日から施行する。

(付則) (第4条の変更)

この規約の変更は、平成27年10月28日から施行する。

(附則) (第6条の変更)

この規約の変更は、平成28年8月10日から施行する。

(附則) (第4条、第5条第1項及び第8条の変更)

この規約の変更は、平成29年7月7日から施行する。

那須平成の森運営会名簿

(令和4年4月1日現在)

構成員

環境省関東地方環境事務所国立公園課
環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
環境省関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所
栃木県環境森林部
那須町企画財政課
那須町観光商工課

会長

環境省関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
所長 千田 純子

監査員

栃木県環境森林部自然環境課長 仁平 康介
那須町企画財政課長 鬼澤 努

事務局長

環境省関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所
上席国立公園管理官 喜多 さやか

3. 那須平成の森基金について

(1) 那須平成の森基金とは

那須平成の森基金は、那須平成の森サポーターの会の会員と寄付金を募り、サポーター会の会費ならびに寄付金等からなる基金を、那須平成の森における4つの取組（自然体験・自然学習の推進、調査研究・モニタリングの推進、自然環境の管理、人材の育成）の支援のために活用している。なお、那須平成の森基金の案内や広報、事務局運営、会員事務等にも一部活用されている。

(2) 那須平成の森サポーターの会について

那須平成の森基金における取組に賛同した個人（年間3,000円）、家族（年間5,000円）、団体（年間一口：50,000円）をサポーター（会員）として寄付を募り、会員には特典を提供していた。会員特典は、会員証の交付、季刊誌の送付（FC/VC）、物品の提供、ガイドウォーク料金の30%割引、会員を対象とした活動の実施である。

那須平成の森基金は、運用を開始した平成23年から令和元年度までに計450万円を超える寄付があり、自然体験活動の助成、調査研究支援、外来植物対策、地元小学校への活動補助等を行ってきた。

しかし、基金の運営体制上、寄付額の増加が見込めず（寄付控除が受けられないため大口の寄付がなく、個人サポーターも微減）、また、運用額に対して事務的なコストが大きいことから、基金の終了を検討しており、令和4年度からのサポーターの受付を停止する。

なお、残予算については令和3年度の基金委員会で承認された用途での活用を想定している。

表 平成 23 年度から令和元年度までに助成により実施された研究・活動

活動分野	活動内容	実施者
平成 24 年度		
自然体験活動	新緑を感じる春キャンプ in 那須平成の森 (子どもを対象とした特別活動)	(NPO 那須高原自然学校)
自然体験活動	昆虫を通して森を学ぶ (子どもを対象とした特別活動)	自然史データバンクアニ マ net
自然体験活動	紅葉の那須平成の森 音の風景ミニコンサート With 自然体験	那須平成の森、那須平成の 森基金 (サポーターの会)
自然体験活動	冬のための準備隊	那須平成の森基金事務局、 那須平成の森
平成 25 年度		
自然体験活動	自然の達人キャンプ in 那須平成の森 (子どもを対象とした特別活動)	(NPO 那須高原自然学校)
自然体験活動	那須の森を感じよう! (子どもを対象とした特別活動)	那須野が原生きものネッ トワーク
平成 26 年度		
調査研究	那須平成の森内の高齢級コナラ林皆伐後の二次遷移初 期過程の解明 (調査研究・モニタリングの推進_研究者・ 学生等による調査研究)	宇都宮大学農学部森林科 学科 (大久保研究室)
自然体験活動	那須の森を感じよう (子どもを対象とした特別活動)	那須野が原生きものネッ トワーク
平成 27 年度		
調査研究	那須平成の森内の高齢級コナラ林皆伐後の二次遷移初 期過程の解明	宇都宮大学農学部森林科 学科 (大久保研究室)
自然体験活動	自然の恵みキャンプ in 那須平成の森 (子どもを対象とした特別活動)	NPO 那須高原自然学校
平成 28 年度		
調査研究	野生下におけるフクロウ (Strix uralensis) の繁殖行 動調査及び保護活動に係わる環境教育プログラムの開 発	(NPO グラウンドワーク西 鬼怒)
自然体験活動	平成の森スノーシュー冬の自然探検 (子どもを対象とした特別活動)	ジュニア生き物クラブ
平成 29 年度		
調査研究	野生下におけるフクロウ (Strix uralensis) の繁殖行 動調査及び天然木を利用したフクロウの営巣環境を創 出する技法の研究	(NPO グラウンドワーク西 鬼怒)
自然体験活動	那須の自然と民族音楽の調べ (子どもを対象とした特別活動)	藤村 舞
人材育成	自然公園拠点のインタープリテーションにおける地図 情報ツールの活用の検討 (自然ふれあい等に関する研修・会合の実施)	(一社) 日本インタープリ テーション協会
平成 30 年度 ⇒採点基準を満たさなかったため助成が認められず、事業実施なし		
令和元年度 ⇒助成が認められたものの、参加者が集まらず、事業中止		

